

中央区環境行動計画 2018（仮称）

中間のまとめ（案）

平成 29 年 11 月 7 日

中央区環境行動計画2018目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画の位置づけと役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 2-1 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 地域の環境に関する動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2-3 中央区環境行動計画（平成20(2008)年4月～平成30(2018)年3月）の評価・・・・・・・・ 18
- 2-4 新計画への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第3章 環境像と基本目標

- 3-1 望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につながるまち 中央区」
- 3-2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～
 - 基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にするまちづくり～
 - 基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～
 - 基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～
 - 基本目標5 学びと行動の輪（わ） ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～
- 3-3 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第4章 基本目標実現のための施策

- 4-1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 4-2 施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 計画の進行管理

- 5-1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 5-2 進行管理（PDCA サイクル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

(資料編)

- 1 中央区環境行動計画推進委員会の設置について
- 2 中央区環境行動計画策定までの経過について
- 3 中央区環境行動計画改定に伴う意識調査について
- 4 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の二酸化炭素排出量削減目標の考え方について
- 5 環境用語集

第1章 計画の基本的な考え方

◆ 1-1 計画策定の背景と目的

本区は、定住人口の増加や都市機能の集積による活発な事業活動により、温室効果ガス排出量や廃棄物の増加など、環境への影響が懸念されています。また、都心区であり、緑が少ないことから、積極的に緑化を推進していくとともに、都内随一の水辺環境を活用した親水空間を創出していく必要があります。

このような背景のなか、東日本大震災を契機とした省エネルギー意識の高まりとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方が大きく問われ、私たちが安心して暮らすことのできる持続可能な社会の必要性が強く認識されてきています。現在、国においては、第五次環境基本計画の策定が進められており、将来世代に引き継ぐことのできる、持続可能な社会の達成を目指すものとして、中間取りまとめが公表されています。

また、地球温暖化対策のための新たな国際的枠組みであるパリ協定をはじめ、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)など、地球環境の保全に向けた国際的な動向は目まぐるしく変化しています。さらには、近年、資源や素材、製品を廃棄することなく、永続的に再生・再利用していくとする、サーキュラー・エコミー(循環型経済)の考え方が欧州や中国の企業を中心に世界的に広まりつつあります。

一方、本区においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外から多くの来街者が見込まれ、大会後には、晴海地区の選手村が新たなまちに生まれ変わります。

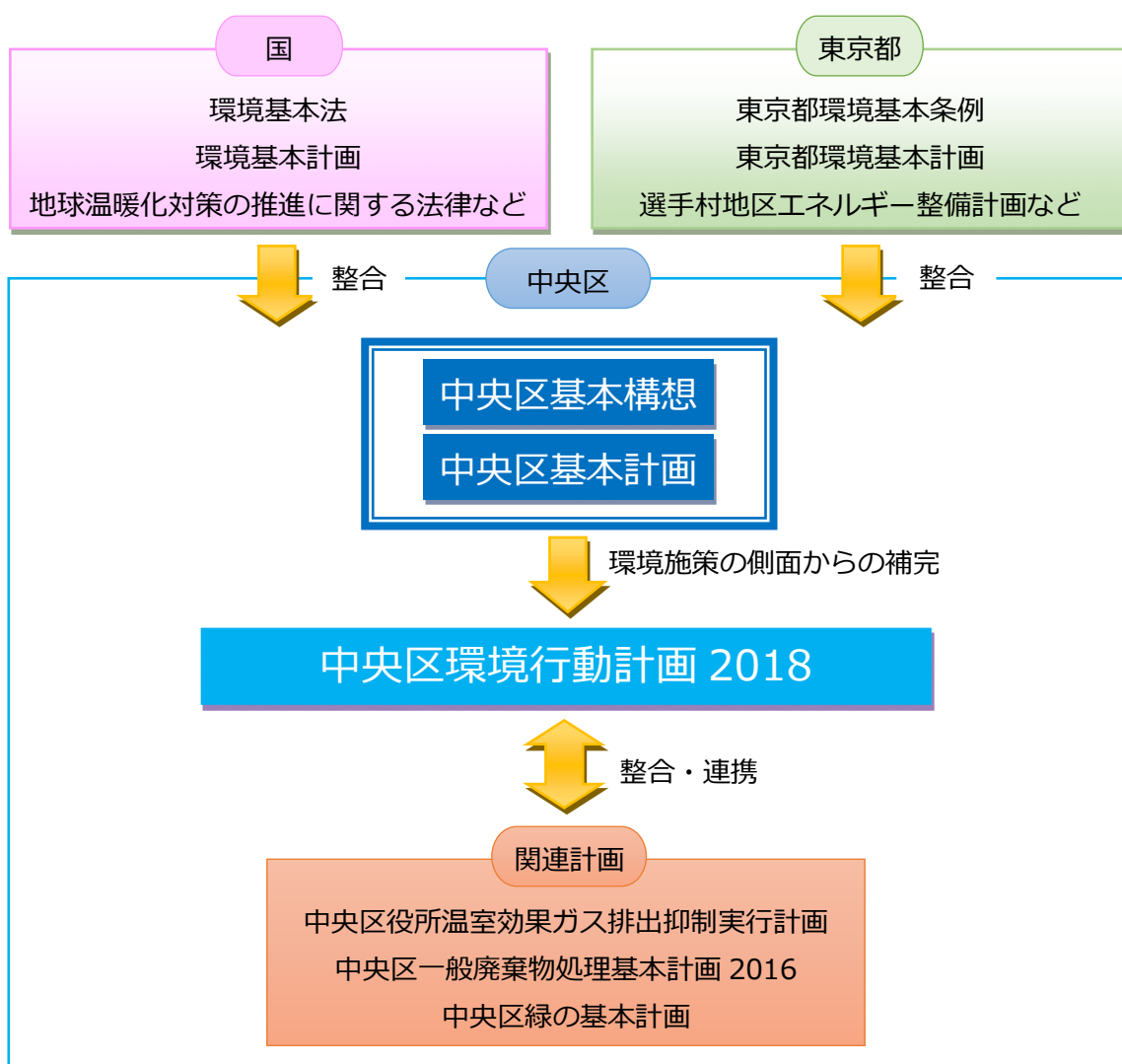
このような状況のなか、区は、望ましい環境像「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につながるまち 中央区」を新たに掲げ、区民、事業者、区の連携による環境施策のさらなる推進を図るため、平成 20(2008)年 3 月に策定した「中央区環境行動計画」における課題を踏まえ、「中央区環境行動計画 2018」を策定しました。

◆ 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、環境基本法第 36 条および地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項に規定されている「地方公共団体の施策」を受けて策定する計画であり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。

そのため、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業に対して、環境保全に関する基本的方向を示すものです。

また、区民、事業者が、日常生活や事業活動における環境に配慮した取組を主体的に実践していくとともに、互いに連携を図っていくことにより、望ましい環境像の実現を目指していくものです。



◆ 1-3 計画の期間

平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間とし、平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度までの 5 力年を「前期」、平成 35(2023)年度から平成 39(2027)年度までの 5 力年を「後期」とします。ただし、計画期間中の社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。

第2章 現状と課題

2-1 地域の概況

(1)位置・地勢

本区は東京 23 区(以下「23 区」という)のほぼ中央に位置し、5区(墨田・江東・千代田・港・台東)と接しています。面積は約 10.115km²で、東京都総面積の約 0.46%、区部総面積の約 1.62%を占め、23 区では2番目に小さな面積となっています。また、東は隅田川、北は神田川、南は東京湾に臨み、区内には日本橋川や亀島川などが流れており、水辺の面積は区面積の約 18.3%を占めています。

大部分の土地は、江戸時代以降の埋め立てによりできたため、起伏は少なく傾斜は非常に緩慢となっています。

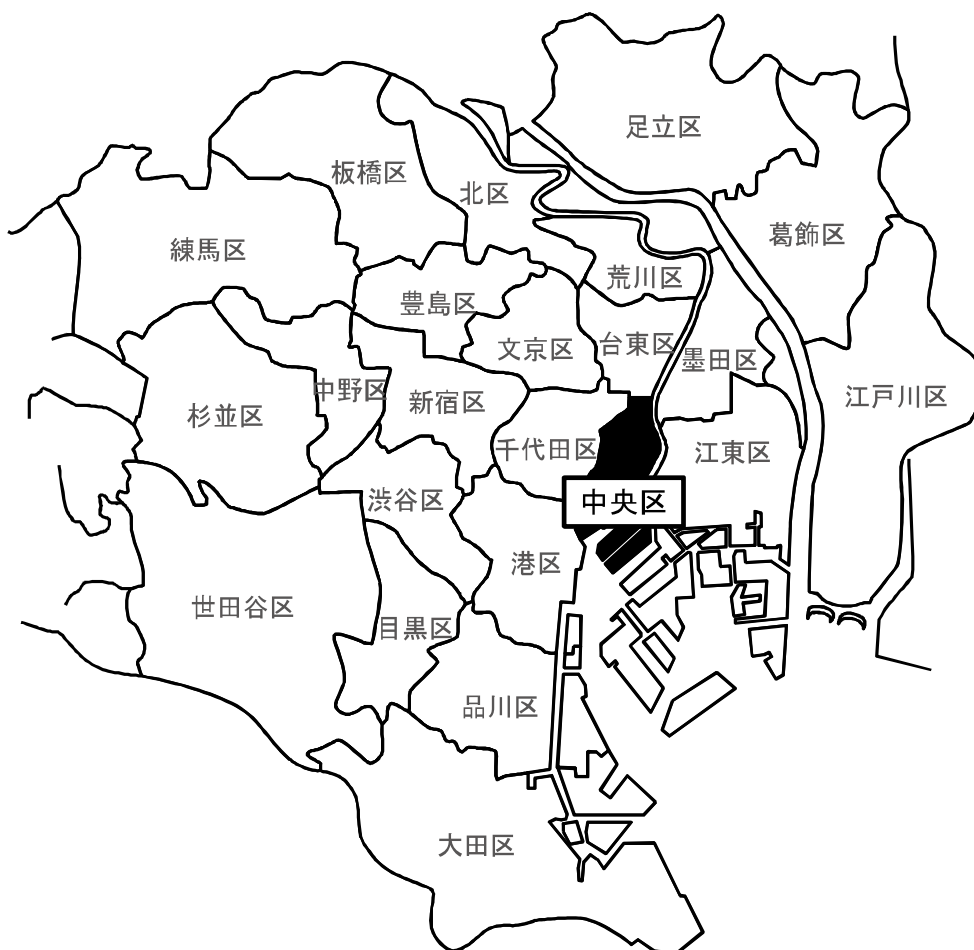


図 2-1 中央区の位置

(2)人口・世帯数に関すること

本区の人口および世帯数は近年増加傾向にあり、平成 29(2017)年 1 月 1 日現在で、人口は 149,640 人、世帯数は 85,381 世帯となっています。今後も大規模開発等による人口増加が続くと見込まれます。

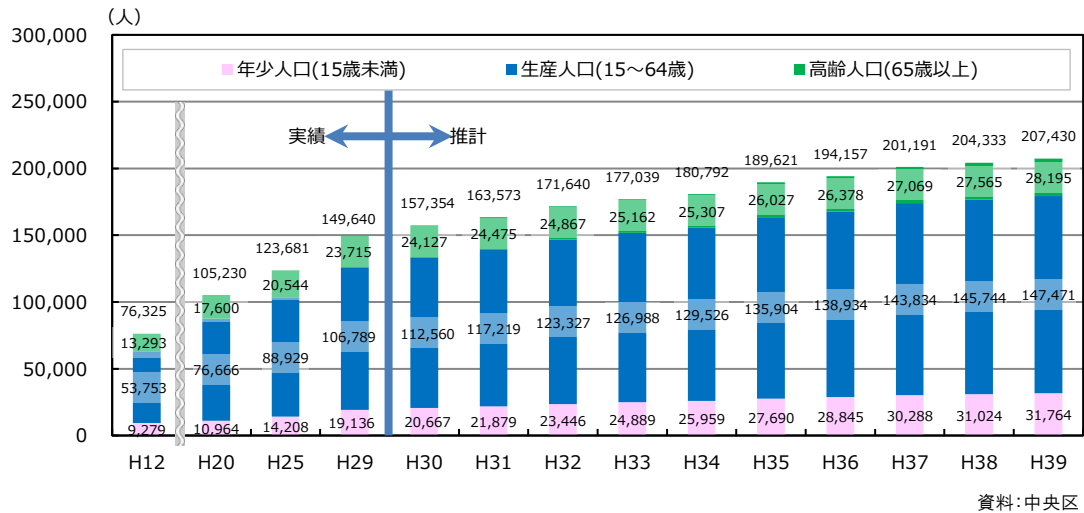


図 2-2 今後 10 年間の予想年齢区分別人口(各年 1 月 1 日)

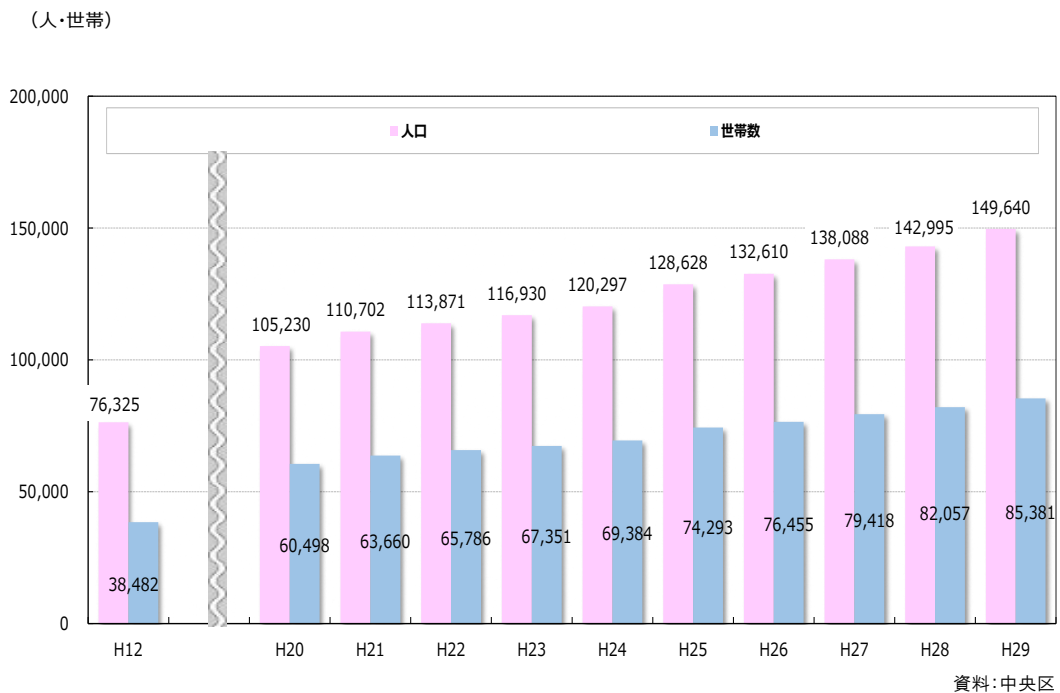
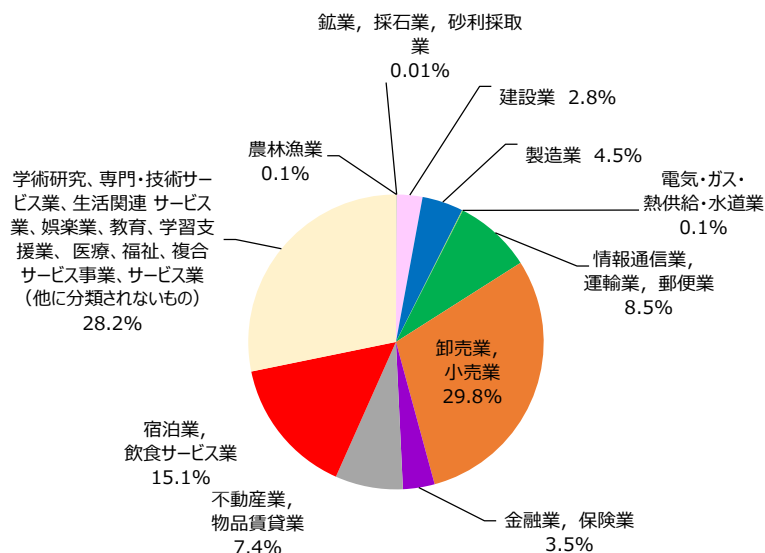


図 2-3 人口・世帯数の推移(各年 1 月 1 日)

(3)事業所に関すること

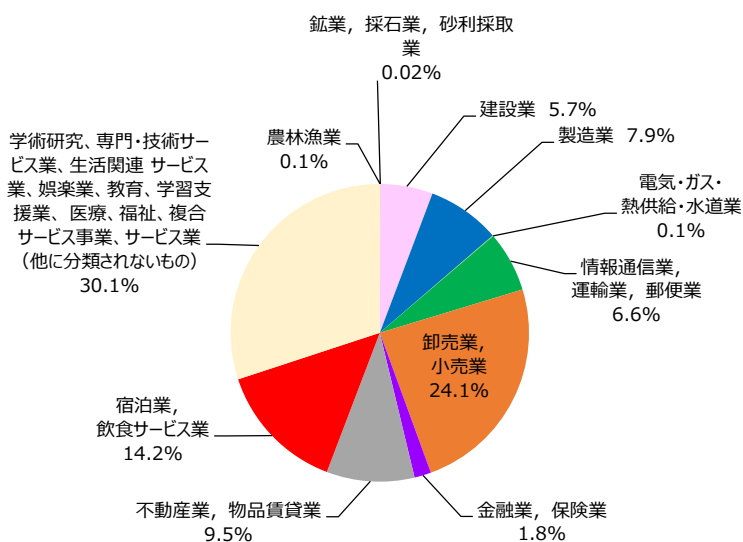
区内の民営事業所数は、平成26(2014)年では37,830事業所となっており、23区中、2番目に多く、1位は、港区(39,301事業所)、本区が続ぎ、千代田区(34,002事業所)が3位となっています。

業種別の事業所数割合を見ると、「卸売業、小売業」が29.8%と最も高く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。



資料：平成26年経済センサス基礎調査

図2-4 業種別の事業所数割合(中央区)

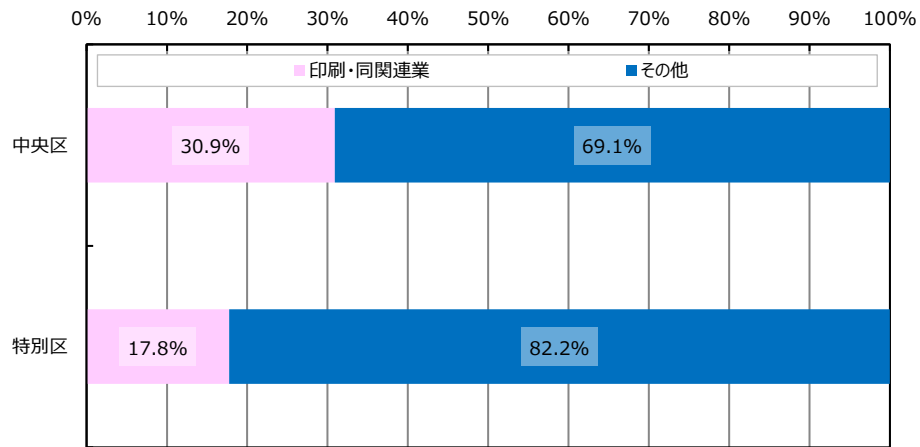


資料：平成26年経済センサス基礎調査

図2-5 業種別の事業所数割合(23区)

卸売業、小売業は、全体の30%近くを占めていますが、23区よりも割合が高いのは、区の歴史的背景から問屋や流通関係の会社が古くから存在していたことによるものと思われます。

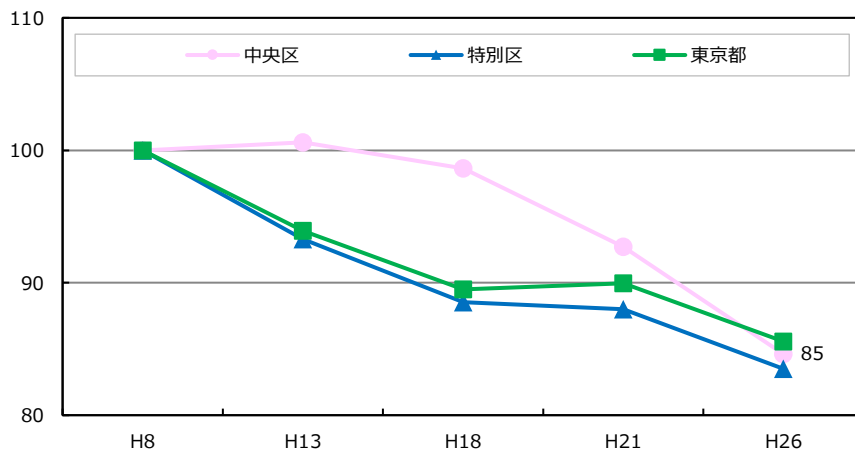
また、製造業は全体の約5%ほどですが、うち、印刷・同関連業は、製造業の約 31%を占めており、23 区よりも割合が高く、区の地場産業として存在感を示しています。



資料：平成 26 年経済センサス基礎調査

図 2-6 製造業における印刷・同関連業の割合

本区の民営事業所数は、平成 18(2006)年頃から減少傾向にあります。23 区についても同様のことが言えます。



資料：「事業所・企業統計調査」および「経済センサス基礎調査」

図 2-7 民営事業所数の推移(H8=100)

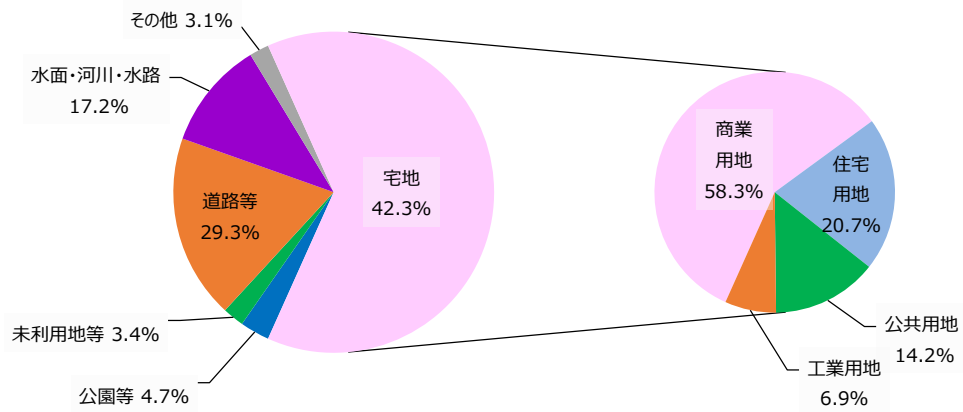
(4)土地利用に関すること

本区の土地利用面積の割合は、「宅地」が 42.3%と最も高く、その利用比率は、商業用地 58.3%、住宅用地 20.7%、公共用地 14.2%、工業用地 6.9%となっています。

なお、商業用地の比率は、23 区中、最も高く、千代田区(45.6%)、港区(37.5%)がこれに続いています。

また、水面・河川・水路の比率も、23 区中、最も高く、江東区(12.6%)、江戸川区(10.8%)がこれに続き、都内随一の水辺空間を誇っています。

本区は、江戸時代から多くの市場や問屋が集積し、さまざまな商いを行う流通の中心地として発展してきたとともに、明治時代には、日本橋に金融機関や証券取引所等が開設され、現在に至るまで、経済の中心地として機能しています。



資料：東京の土地利用 平成 23 年東京都区部

図 2-8 土地利用面積の割合

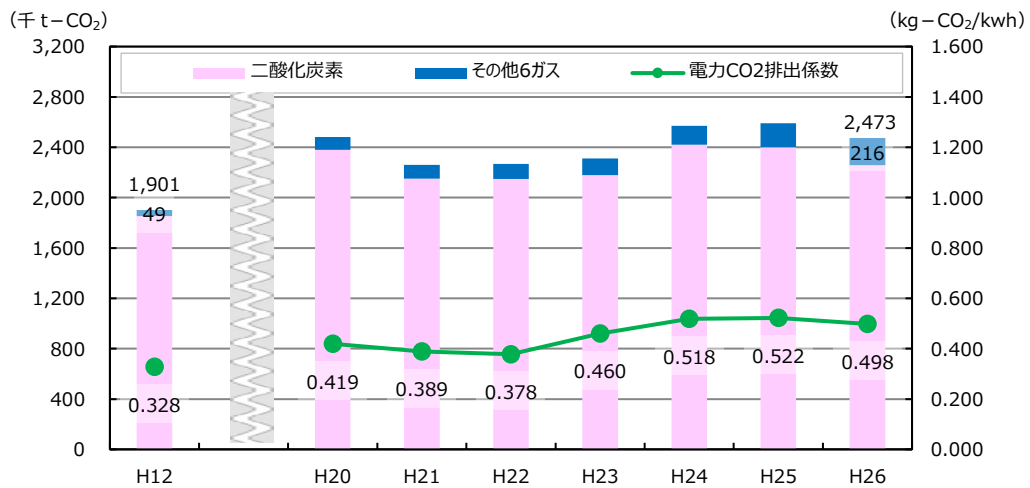
◆ 2-2 地域の環境に関する動向

(1) エネルギー消費に関すること

● 温室効果ガス排出量

区内の温室効果ガス排出量は、原子力発電所の稼働停止に伴う電力のCO₂排出係数の増大などによって増加傾向にあります。平成 26(2014)年度の二酸化炭素排出量については、平成 12(2000)年度(中央区環境行動計画(以下「前計画」という)の二酸化炭素削減目標の基準年度)比で 21.9%増となっています。また、ハイドロフルオロカーボン[※]などのその他6ガスは、平成 12(2000)年度と比較して、4.4 倍の排出量となっています。

※ハイドロフルオロカーボン…冷蔵庫、空調機器等の冷媒等として使用されている強い温室効果を持つガス
(環境省ホームページより)



資料: 特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-9 温室効果ガス排出量

● 部門別エネルギー消費量(23 区全体との比較)

平成 26(2014)年度における、区内のエネルギー消費量の部門別割合は、23 区全体と比較すると、民生業務部門では、1.5 倍以上であり、事業所と連携した省エネルギー対策が重要となっています。なお、民生家庭部門の割合は、5割以下となっています。

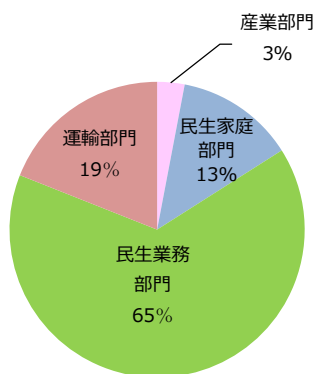


図 2-10 部門別エネルギー消費量
(中央区)

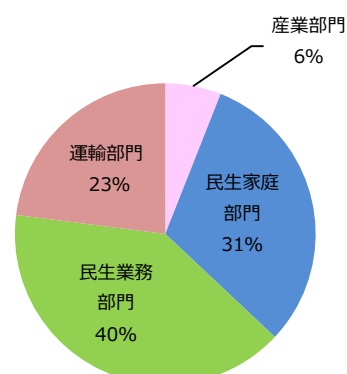


図 2-11 部門別エネルギー消費量
(23 区)

資料: 特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

●エネルギー消費量の推移

区内のエネルギー消費量は減少傾向にあり、平成 26(2014)年度は、平成 12(2000)年度比で 12.5%減となっています。部門別に見ると、運輸部門は 39.4%、産業部門は 39.0%の減になっているものの、民生家庭部門においては、平成 12(2000)年度と比較して 1.7 倍となる大幅な人口増の結果、48.9%の増加となっています。

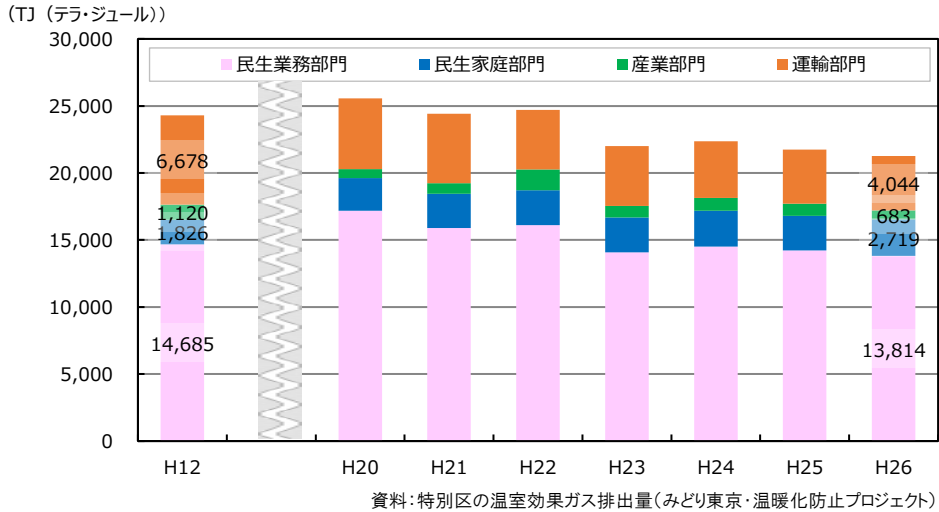


図 2-12 エネルギー消費量の推移

●民生家庭部門における世帯数とエネルギー消費量

民生家庭部門におけるエネルギー消費量は、世帯当たりで見ると、平成 12(2000)年度に比べ、25%の減少になっています。住宅の省エネ性能の向上や省エネ家電の普及、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災後の節電の取組とその定着などにより、世帯当たりのエネルギー消費量が減少してきていると考えられます。

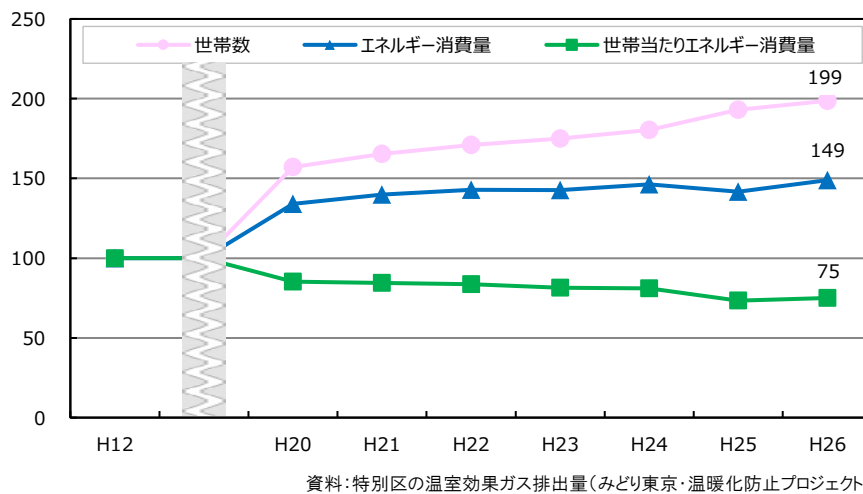
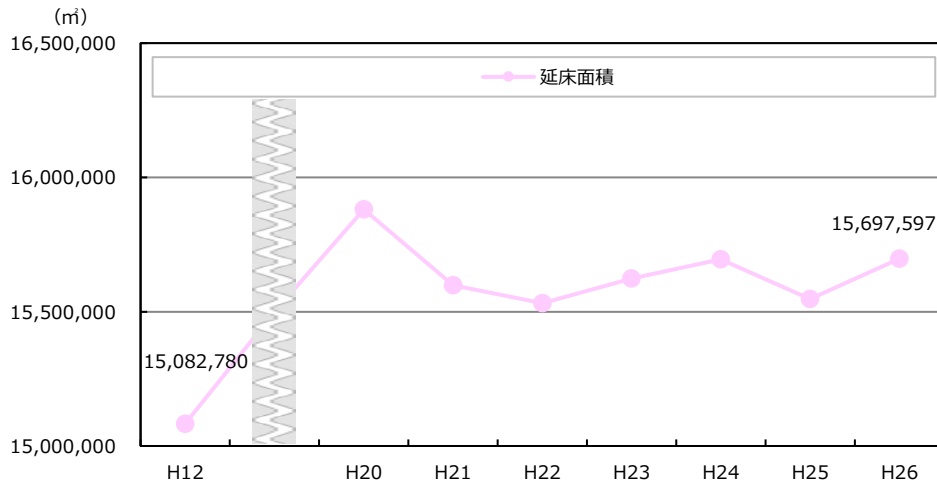


図 2-13 民生家庭部門における世帯当たりのエネルギー消費量(H12=100)

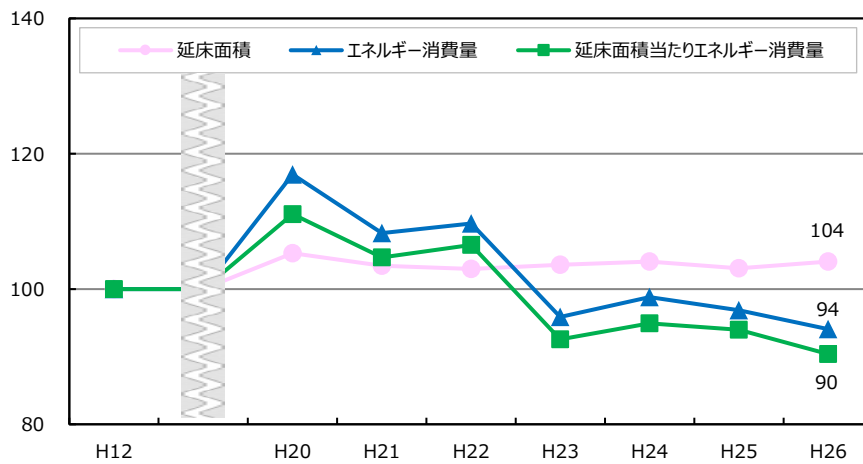
●民生業務部門における延床面積とエネルギー消費量

民生業務部門における延床面積は、平成 12(2000)年度以降、緩やかに増加しているものの、延床面積当たりのエネルギー消費量で見ると、10%の減少となっています。民生家庭部門と同様、建物の省エネ性能の向上や設備更新、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災後の節電の取組とその定着などにより、延床面積当たりのエネルギー消費量が減少してきていると考えられます。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-14 延床面積



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

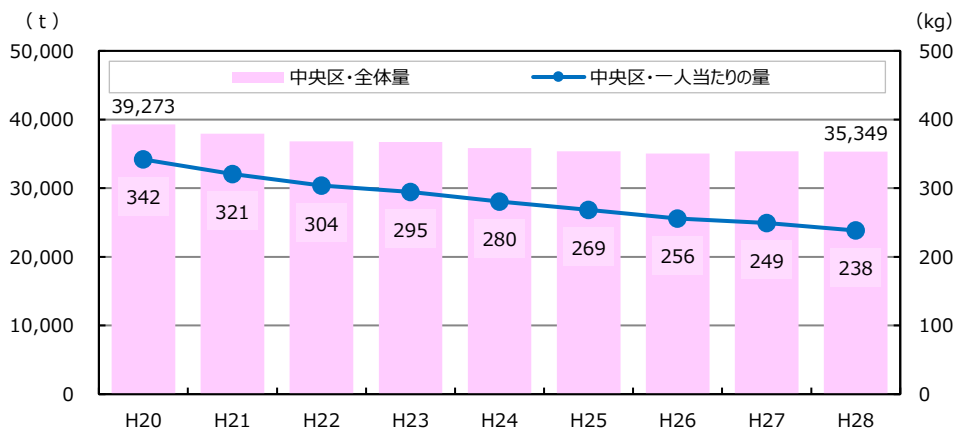
図 2-15 民生業務部門における延床面積当たりのエネルギー消費量(H12=100)

(2)ごみ・資源に関すること

●ごみ収集量

区内のごみ収集量は、減少傾向にあり、平成 28(2016)年度は平成 20(2008)年度比で、10%減となっています。また、人口一人当たりのごみ収集量も減少傾向にあり、平成 20(2008)年度比で、30.3%減となっています。なお、23 区の 16.6%減と比較すると、ごみ減量に対する取組の成果がとても高いと言えます。

※ごみ収集量は、区収集の燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみおよび臨時持込ごみの合計です。



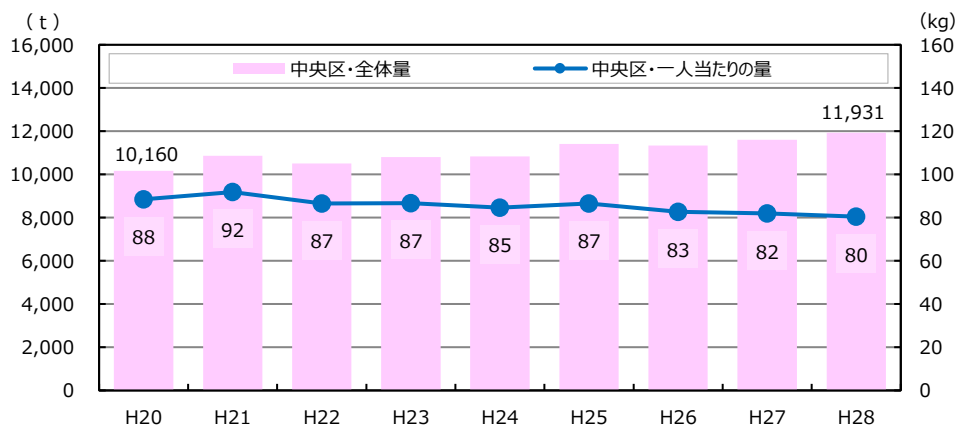
資料: 清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)

図 2-16 ごみ収集量

なお、「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」によれば、事業系ごみの割合は、区のごみ量全体の約 84%です。多くの小規模な飲食店を抱える本区は、事業所における紙類の資源化だけでなく、食品廃棄物の発生抑制・資源化も推進していく必要があります。

●資源回収量

区内の資源回収量は、人口増の影響により、増加傾向で、平成 28(2016)年度は平成 20(2008)年度比で 17.4%増となっています。しかし、人口一人当たりの資源回収量は減少傾向にあります。これは再使用(リユース)の促進や新聞等の発行部数減少、スチール・アルミ缶、ペットボトル等資源物の軽量化等が要因として考えられます。



資料: 清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)

図 2-17 資源回収量

(3) 気象に関すること

● 気候変動

熱帯夜の増加は、ヒートアイランド現象が原因の一つと考えられています。ヒートアイランド現象とは、ビルやアスファルトなどの熱の吸収、エアコンなどの人工的な熱の放出、緑地の不足などにより、都市部での気温が高くなる現象です。

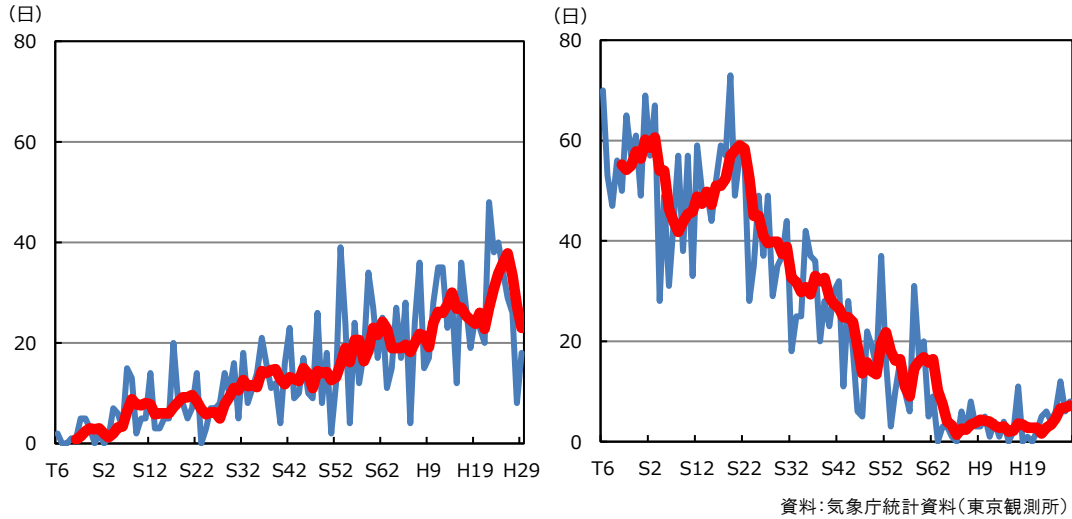


図 2-18 東京における熱帯夜※(左)と冬日※(右)の日数の推移(過去 100 年)
(赤線…5年移動平均)

※熱帯夜…最低気温 25℃以上 ※冬日…最低気温 0℃未満

真夏日・熱帯夜の増加や冬日の減少などによる気温上昇は、河川の水温上昇をも招き、水質を悪化させる可能性があると考えられています。

全国 1,000 地点における、1時間に 50mm以上の大雨が降る頻度は、昭和 50 年代の平均回数と比較すると、3割程度増加しています。

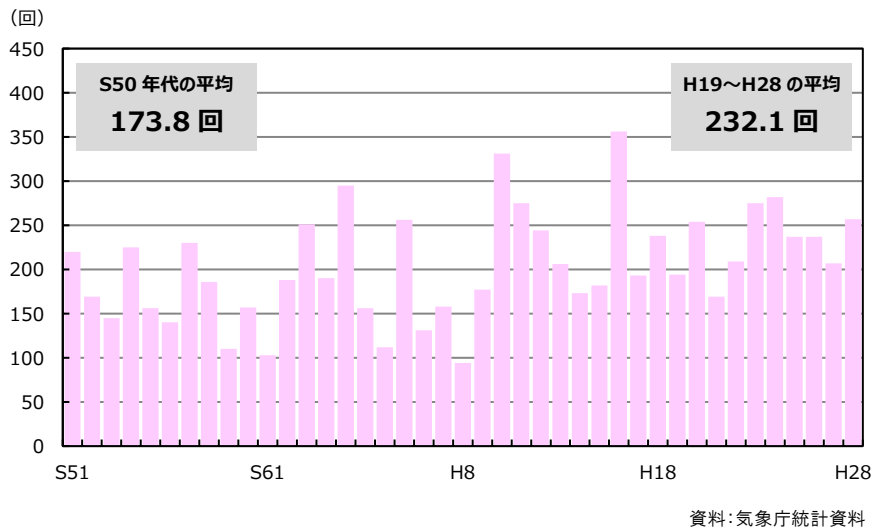


図 2-19 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数(1,000 地点当たり)

(4)大気・水質に関すること

●大気環境

区は、大気汚染の状況を把握するため、本庁舎別館環境測定室において、6大気質[※]の常時測定を行っています。光化学オキシダントについては、環境基準非達成の状況が続いていますが、その他の物質については環境基準を達成しています。

※6大気質…二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント

物質名	平成 20 年度 (年平均値)	平成 28 年度 (年平均値)	増減率
二酸化硫黄	0.002 ppm	0.002 ppm	-
一酸化炭素	0.4 ppm	0.3 ppm	-25%
浮遊粒子状物質	0.029 mg/m ³	0.019 mg/m ³	-34%
一酸化窒素	0.011 ppm	0.007 ppm	-36%
二酸化窒素	0.028 ppm	0.022 ppm	-21%
光化学オキシダント	0.024 ppm	0.027 ppm	13%

資料：中央区

表 2-1 大気汚染の状況

●水質環境

区は、河川などの水質を把握するため、定期的に調査を行っています。溶存酸素量は、水中に溶け込んでいる酸素量であり、生物化学的酸素要求量は河川の代表的な指標です。で囲われた数値は、環境基準を満たしていませんでした。なお、亀島川と築地川には環境基準が定められていません。

河川名	溶存酸素量		生物化学的酸素要求量	
	平成 20 年度 (年平均値)	平成 28 年度 (年平均値)	平成 20 年度 (年平均値)	平成 28 年度 (年平均値)
隅田川	<input type="checkbox"/> 4.5 mg/l	5.0 mg/l	1.6 mg/l	2.9 mg/l
神田川	5.9 mg/l	<input type="checkbox"/> 4.2 mg/l	1.4 mg/l	4.9 mg/l
日本橋川	<input type="checkbox"/> 4.7 mg/l	<input type="checkbox"/> 3.0 mg/l	1.3 mg/l	3.9 mg/l
亀島川	3.9 mg/l	3.0 mg/l	1.3 mg/l	2.3 mg/l
築地川	2.2 mg/l	4.6 mg/l	2.4 mg/l	2.0 mg/l
朝潮運河	4.8 mg/l	5.1 mg/l	1.2 mg/l	2.4 mg/l

資料：中央区

表 2-2 河川の状況

区は、河川などの水質を把握するため、5年毎に水生生物を採取し、その種類を調べています。多くの生物が安心してすめるよう、油や食べ残しなど、家庭から出る排水に一人一人が気をつけ、河川を汚さないことが大切です。

魚類	中央大橋	浅草橋	日本橋	亀島橋	大手門橋	黎明橋	佃小橋	石川島公園	合計
	隅田川	神田川	日本橋川	亀島川	築地川	朝潮運河			
ウグイ							3		3
ボラ					1		35		36
マハゼなどのハゼ類	22	2		10	6	10	15	23	88
	22	2	0	10	7	10	53	23	127

資料：東京都建設局ホームページ「東京の川にすむ生き物」

表 2-3 平成 25(2013)年度区調査結果(抜すい)

魚類	西仲橋付近	常盤橋付近	高橋付近
	月島川	日本橋川	亀島川
コノシロなど	●		●
ウグイなど	●	●	
スズキ	●		
ボラ	●	●	●
マハゼなどのハゼ類	●	●	●



ウグイ

資料：東京都建設局ホームページ「東京の川にすむ生き物」

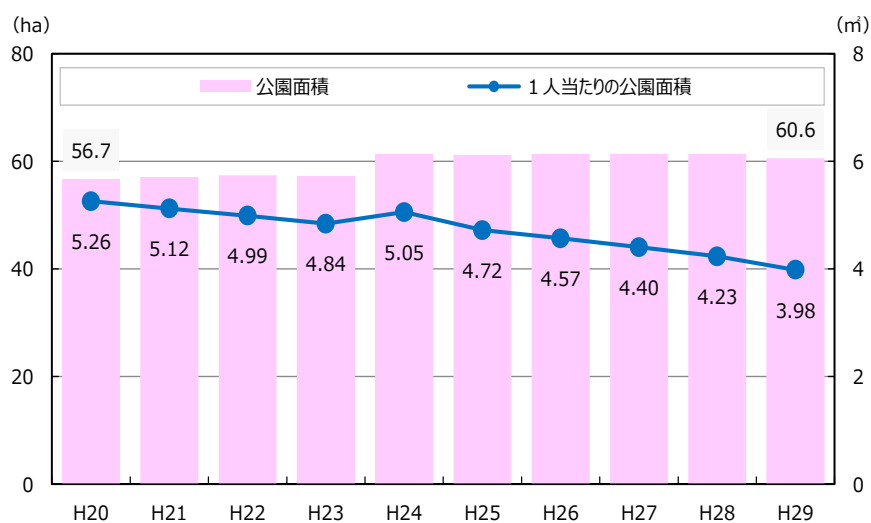
表 2-4 平成 25(2013)年度都調査結果(抜すい)

(5) 緑・水辺に関すること

●緑被率 ※今年度「緑の実態調査」を実施している。調査結果の掲載については、調整する。

●公園面積

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、区立公園数は 56 カ所、区立児童遊園数は 33 カ所、都立公園は 2 カ所で、合計 91 カ所となっています。公園面積は、年々変動はあるものの、長期的に見ると増加傾向にあり、平成 29(2017)年度は、平成 20(2008)年度比で 6.9% 増となっています。また、1 人当たりの公園面積は、人口増加に伴い、減少傾向にあります。

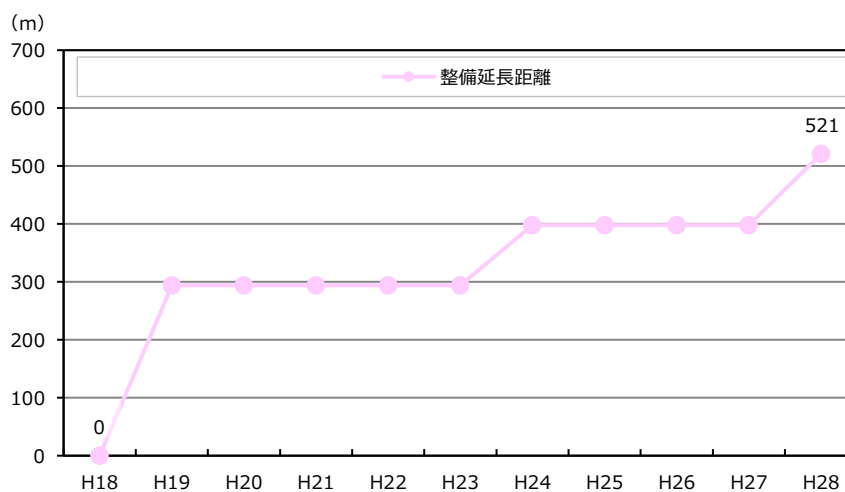


資料：中央区ポケット案内

図 2-20 公園面積

●水辺環境

江戸時代、区内には多数の水路が縦横に走り、水辺は人々の生活と深い関わりを持っていました。区では、「水の都中央区」の復活に向け、魅力ある水辺環境の整備を推進しています。



資料：中央区

図 2-21 水辺環境(朝潮運河等)の整備状況

(6)環境活動に関すること

●環境情報センター

前計画に基づき、環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の交流、環境活動拠点として、平成 25(2013)年 6 月に開設しました。

- ・所在地 京橋3-1-1 東京スクエアガーデン6階 京橋環境ステーション内
- ・主な設備 展示情報コーナー、研修室、交流室

●環境に関する意識(区民、事業者、区立小学校5年生および中学校2年生)

平成 19(2007)年実施の調査および平成 29(2017)年実施の調査結果を比較分析することで、各意識の変化を把握するとともに、区民、事業者等と連携した環境活動を推進していきます。

※平成 29(2017)年の区民に対する調査は、区政世論調査の中で実施しました。

※平成 19(2007)年と平成 29(2017)年の調査は、設問・選択肢の内容が異なるため、可能な範囲での比較分析となります。

※平成 29(2017)年の調査結果については、(資料編)に掲載してあります。

(区民)

環境活動への参加割合は増加しています。今後とも、環境活動の促進を継続的に図っていく必要があります。また、区の施策で重要だと思ふものでは、熱帯夜などの健康被害に対する危機意識や東日本大震災を契機とした省エネ意識が高まってきていると言えます。

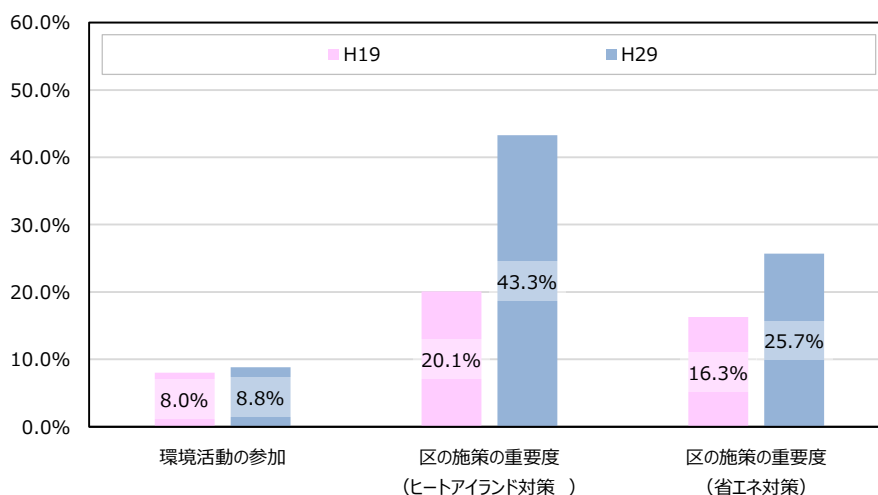


図 2-22 区民の環境に関する意識調査結果

※H29 の回答は、「路面温度の上昇を抑制する道路の整備」を「ヒートアイランド対策」としました。

(事業者)

環境活動への参加割合は増加しており、環境保全意識が高まってきていると言えます。また、事業活動が地域の環境に与える影響では、事業活動が環境負荷の大きな要因であるという認識が高まってきていると言えます。

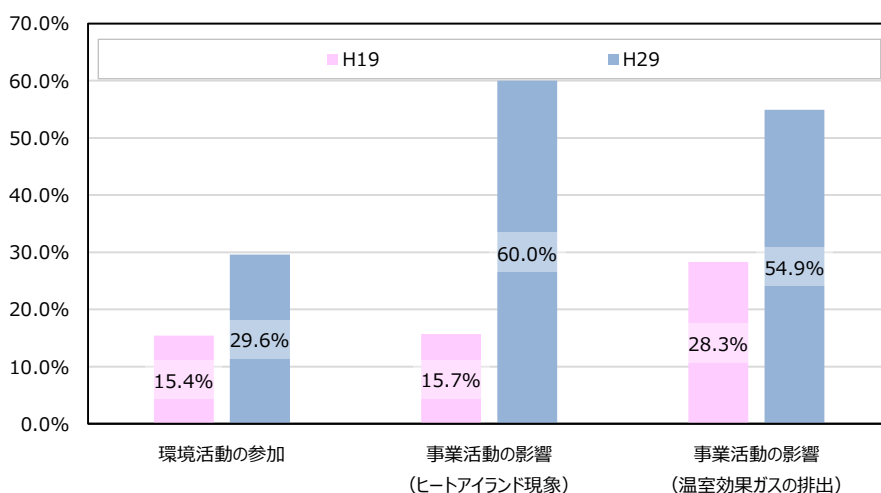


図 2-23 事業者の環境に関する意識調査結果

(小中学生)

環境を守るために日ごろ行っていることでは、節電は身近にできる取組として定着していると言えます。また、環境を守るために、みんなで行ってみたいことおよび区への要望を見ると、次の世代に向け、緑の豊かさを実感できるような緑化を促進していく必要があります。

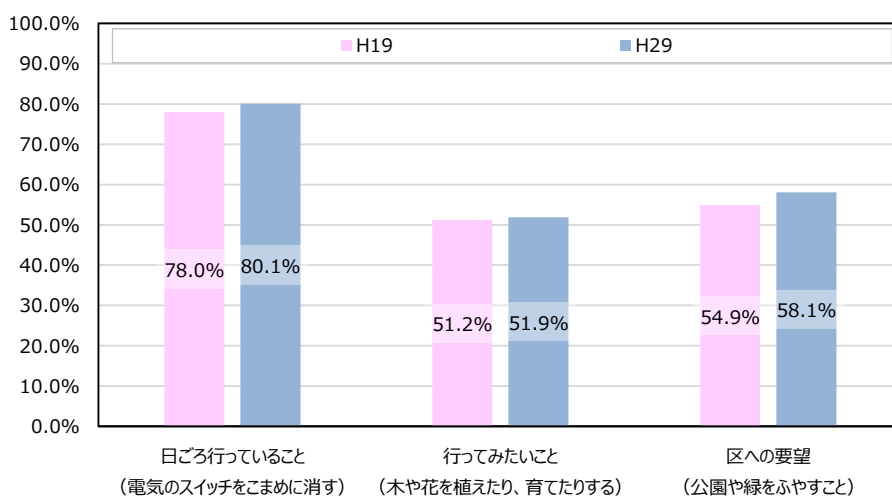


図 2-24 小中学生の環境に関する意識調査結果

◆2-3 中央区環境行動計画（平成 20(2008)年 4 月～平成 30(2018)年 3 月）の評価

区は、平成 20(2008)年 3 月に策定された前計画に基づき、区民、事業者の協力を得ながら、各施策を積極的に推進し、環境負荷の低減を図ってきたところです。

前計画が掲げた望ましい環境像「水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち中央区」の実現に向け、これまで取り組んできた計画事業を中心に、5つの基本目標ごとに評価を行います。(平成 29(2017)年 3 月末現在)

なお、平成 30(2018)年 3 月末時点における取組内容につきましては、別途評価を行います。

①地球環境

低炭素型の都市構造の整備を進め、温室効果ガスの排出量を低減するため、家庭や事業所における環境負荷の低減や省資源の推進などに取り組みました。

【家庭や事業所における環境負荷の低減】

家庭や事業所における二酸化炭素排出抑制を進めるため、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及に取り組んできた結果、家庭向けは目標を達成しましたが、事業所向けでは、時間がかかる、人材が不足しているなどの理由から目標には到達していません。

計画事業	平成 19 年度 (策定時)の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
中央エコアクト(事業所向け)の普及	平成 21 年度事業開始	認証 530 社	認証 76 社	14.3%
中央エコアクト(家庭向け)の普及	平成 21 年度事業開始	参加 600 世帯	参加 648 世帯	108.0%

表 2-5 中央エコアクトの普及状況

【省エネルギーの推進およびエネルギーの有効利用】

建築物の省エネルギー化を推進するため、LEDランプやエアコンディショナーを中心に「自然エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入費助成」を行い、住宅や事業所の省エネルギー化を促進することができました。

また、区施設に太陽光パネルなどの再生可能エネルギー機器を導入し、エネルギーの有効活用を図りました。

【省資源の推進】

リサイクルを推進するため、11 品目であった資源回収品目を拡大して目標に達しましたが、燃やさないごみなどのさらなる資源化を検討する必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
資源回収品目の拡大	11 品目	14 品目	18 品目	128.6%

表 2-6 資源回収品目の拡大状況

【環境教育・環境学習の推進】

子どもの頃から環境意識を高め、ごみ減量やリサイクルなどの生活習慣を身につけるため、小学校等における環境教育・環境学習を実施してきましたが、目標には到達していません。

環境学習後のリサイクル活動に対し、感謝状の贈呈を行うことにより、リサイクル活動の継続した取組を促進するなど、特に小学校における実施回数の増加を図る必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
環境学習の推進	幼稚園 5 回/年	幼稚園 16 回/年	幼稚園 8 回/年	37.5%
	小学校 3 回/年	小学校 16 回/年	小学校 2 回/年	
	—	保育園等 8 回/年	保育園等 5 回/年	

表 2-7 環境学習の推進状況

【低炭素型の都市構造の創造】

環境負荷の少ない交通機関として、自転車の共同利用や新交通システムの検討を行い、コミュニティサイクルを導入し、サイクルポート数や自転車台数などの事業の拡大を図るとともに、近隣区と連携して相互乗入も開始しました。今後は、区内でバランスの取れたサイクルポート配置などを進める必要があります。

東京都のBRT事業計画では、都心と臨海副都心との往復ルートの基本として、晴海、勝どき地区などの地域の需要に合わせた複数ルートが設定されました。今後は、区民にとって使いやすいBRTが実現するように都や運行事業者と連携し、早期の運行開始を目指します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、東京都は積極的に燃料電池バスの導入を掲げています。

【広域的な環境協力】

二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っている森林を守り、育てるため、行政区域を越えた広域的な環境活動として東京都西多摩郡檜原村で森林保全活動を支援する「中央区の森」事業を推進し、当初 3.5ha であった事業面積の拡大を図り、目標に達しました。

また、「中央区の森」事業に対する理解・協力を促進するとともに、区民が自然とふれあいながら、森林保全活動に参加できる機会を提供するために、間伐や植樹などの体験ツアーを実施し、環境保全意識の普及・啓発を図りました。

・森林保全活動の支援

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
中央区の森	3.5ha	33.5ha	42.3ha	126.3%

表 2-8 「中央区の森」事業の推進状況

・中央区の森体験ツアー、中央区の森親子自然体験ツアー

(ア) 体験ツアー(平成 19(2007)年度事業開始)

対象: 区内在住・在勤・在学者(小学校5年生以上)

「中央区の森」事業に対する理解を深めてもらうよう、自然の中での活動体験を通じて、環境意識の向上を図りました。

(イ) 親子自然体験ツアー(平成 25(2013)年度事業開始)

対象: 区内在住・在学の小学生とその保護者

「中央区の森」事業への関心を持つきっかけとなるよう、森林保全や川遊びなどを通じて、環境意識の向上を図りました。

	大人	小学生	計
体験ツアー(春・秋)	375 人	19 人	394 人
親子自然体験ツアー(夏)	59 人	74 人	133 人
合計	434 人	93 人	527 人

表 2-9 体験ツアー参加状況(平成 28(2016)年度までの累計)

②都市環境

環境負荷の少ないまちを目指し、ヒートアイランド対策や水資源の保全と活用などの施策に取り組みました。

【ヒートアイランド対策】

ヒートアイランド現象緩和のため、公共施設の屋上や壁面の緑化、道路の遮熱性舗装の整備に取り組みました。

空地および区の施設の緑化推進については、屋上緑化・壁面緑化ともに目標に達しましたが、学校においては、ビオトープなど、児童の環境学習としての効果も踏まえた緑化の充実を図る必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
空地および区の施設の緑化推進	屋上緑化 20 施設	31 施設	屋上緑化 33 施設	183.9%
	—		壁面緑化 24 施設	

表 2-10 空地および区の施設の緑化推進状況

低騒音舗装の路面に遮熱材を塗布する遮熱性舗装については、先行して行う低騒音舗装の進捗状況に影響を受けたことから、目標には到達していません。

街路環境や電線共同溝の整備に伴う道路整備により、事業の推進を図っていくとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、夏の暑さ対策となる遮熱性舗装を推進していく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
遮熱性舗装の整備	7,590 m ²	127,390 m ²	52,962 m ²	41.6%

表 2-11 遮熱性舗装の整備状況【水資源の保全と活用】

道路に降った雨水を地中に浸透させて水資源の保全を図り、集中豪雨などによる河川や下水道への負担を軽減する車道透水性舗装の整備を進めてきましたが、対象路線における舗装の劣化度など道路の健全性を考慮した整備時期の調整を行ったため、目標には到達していません。占用工事に伴う掘削復旧等により、事業を推進していく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
車道透水性舗装の導入	1,630 m ²	11,630 m ²	6,456 m ²	55.5%

表 2-12 車道透水性舗装の導入状況

【良好なまちなみや景観の形成】

地域に親しまれる憩いや交流の場を創出するため、街角広場の整備や緑道の整備に取り組んできましたが、事業が計画どおりに進捗しなかったため、目標には到達していません。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
街角広場の整備	7 カ所	27 カ所	20 カ所	74.1%
緑道の整備	—	整備延長 1,650m	整備延長 963m	58.4%

表 2-13 街角広場や緑道の整備状況

③生活環境

健康で快適に暮らせるまちづくりを目指し、自動車対策の推進やまちの美化対策の推進などに取り組みました。

【自動車対策の推進】

環境負荷の少ない交通手段として、コミュニティサイクルの導入に加え、低公害・低燃費車の普及促進や低騒音舗装の整備を進めました。

電気自動車の普及促進のため、区内3カ所に電気エコ(急速充電)スタンドを設置しまし

た。

また、まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して電気自動車用充電設備付駐車場の整備を要請した結果、開発計画に反映され、整備されています。

環境負荷の少ないみちづくりを進めるため、交通騒音の抑制や視認性の改善などを目的とした低騒音舗装の整備を進めてきましたが、対象とする路線の沿道における再開発事業計画等を踏まえた整備時期の調整を行ったことから、整備の進捗が図られず、目標には到達していません。

街路環境や電線共同溝の整備、再開発事業に伴う道路整備等により、事業の推進を図っていく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
低騒音舗装の整備	11,140 m ²	117,640 m ²	62,073 m ²	52.8%

表 2-14 低騒音舗装の整備状況

【まちの美化対策の推進】

きれいなまちづくりを目指し、地域美化活動への区民・事業者の参加を促進し、概ね目標に達しました。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
地域美化活動への区民・事業者の参加促進	クリーンデー	クリーンデー	クリーンデー	92.9%
	259 団体	309 団体	287 団体	
※クリーンデー 参加団体数 (年 1 回実施) ※まちかどクリーンデー 参加登録数 (月 1 回程度実施)	まちかど クリーンデー	まちかど クリーンデー	まちかど クリーンデー	113.2%
	120 件	220 件	249 件	

表 2-15 地域美化活動への区民・事業者の参加状況

④自然環境

水辺や緑に囲まれたまちを目指して、花とみどりのまちづくりの推進や河川の水質向上、生き物を育む空間の形成などに取り組みました。

【花とみどりのまちづくりの推進】

自然と触れ合う機会を増やし、うるおいややすらぎのあるまちづくりを進めるため、公園・児童遊園の整備を進め、公園では目標に達し、児童遊園についても概ね目標に達しましたが、再開発や公共用地の活用等により、公園・児童遊園の整備を行っていく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
公園・児童遊園の整備	公園 51 園	公園 53 園	公園 56 園	105.7%
	児童遊園 37 園	児童遊園 38 園	児童遊園 33 園	86.8%

表 2-16 公園・児童遊園の整備状況

区民に親しまれる街路樹を整備し、平成 28(2016)年度は都道への移管などによる減少もありましたが、概ね目標に達しました。地域の特色や要望を踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める街路樹を整備していく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
街路樹の整備	6,417 本	7,195 本	6,816 本	94.7%

表 2-17 街路樹の整備状況

【河川の水質向上】

区では年4回、河川の汚濁傾向と環境基準の適合状況を把握するため、区内5河川・1運河※で調査を行い、さらに、水生生物調査を実施しています。

今後も調査を継続し、河川環境の把握に努めるとともに、河川流域自治体で構成される協議会と連携して、河川水質改善に向けた広域的な取組を継続する必要があります。

※5河川・1運河…中央大橋(隅田川)、浅草橋(神田川)、日本橋(日本橋川)、亀島橋(亀島川)、大手門橋(築地川)および黎明橋(朝潮運河)

【生き物を育む空間の形成】

区の特性である水辺をいかし、周辺景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある環境整備のため、事業を推進してきましたが、計画どおりに進捗しなかったため、目標には到達していません。

東京都による内部護岸整備にあわせて護岸上部等の環境整備を行っていく必要があります。

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 28 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
朝潮運河等護岸環境整備の推進	—	整備延長 2,810m	整備延長 521m	18.5%

表 2-18 朝潮運河等護岸環境整備の推進状況

⑤地域の環(わ)

【主体的な取組の促進】

環境情報センターを開設し、講座・ワークショップやパネル展の開催などをとおして、区民、事業者などが環境について学び・学習する機会を提供するとともに、環境活動団体の拠点として活用され、環境活動促進に寄与しました。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計
講演会	1 回	1 回	－	1 回	3 回
講座	20 回	15 回	24 回	25 回	84 回
ワークショップ	8 回	14 回	7 回	5 回	34 回
企画展示	6 回	2 回	6 回	12 回	26 回
発表会	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回
屋外学習	2 回	3 回	5 回	10 回	20 回
その他イベント	3 回	2 回	2 回	3 回	10 回
合計	41 回	38 回	45 回	57 回	181 回
総来館者数	15,042 人	23,378 人	30,204 人	28,414 人	97,038 人

表 2-19 事業開催回数

【区民・事業者・区の連携の促進】

区民や事業者が緑化に取り組み、緑の豊かさを実感できるようにするため、緑化の普及・啓発を図り、緑化ボランティアの増加に努めてきました。

ボランティア活動のさらなる普及や充実を図るため、活動に関する情報の共有化、ボランティア相互の交流やネットワークの強化、技術や意欲の向上に向けた支援などを推進する必要があります。

事業名	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績
緑化ボランティア年間参加人数	684 人	748 人	1,003 人	1,200 人

表 2-20 緑化ボランティア年間参加人数

⑥推進体制

前計画においては、施策の推進にあたり、実効性を確保するため、地球温暖化対策に関する条例の制定について検討するとされていました。

計画策定後の平成 21(2009)年 12 月に設置された、中央区環境行動計画推進委員会においては、学識経験者、区民および区内事業者からなる各委員が、それぞれの立場から、施策の評価や新たな施策の提案を行い、計画の着実な推進に寄与してきたと言えます。

また、計画を推進していくには、中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、区が率先して環境に配慮した行動を実践することはもとより、区民、事業者の自主的な行動がとてても大切です。東京都環境基本条例には、都民および事業者の責務が規定されていますが、区では、「中央区自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成要綱」および「中央区版二酸化炭素排出抑制システム実施要綱」に基づき、区民、事業者の行動を促進する施策を積極的に推進してきました。

さらには、「中央区緑の基本計画」「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」に加え、「中央区まちづくり基本条例」「中央区市街地開発事業指導要綱」に基づき、環境に配慮したまちづくり

を進めてきています。

こうした状況を踏まえると、条例によらず、各個別計画および要綱に基づき、着実に施策の推進が図られ、区と区民、事業者の連携による施策が展開されてきたものと考えます。そのため、新計画においても、これまでの体制を引き継ぎ、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、望ましい環境像の実現に向けた積極的な取組を推進していきます。

◆ 2-4 新計画への反映

区を取り巻く環境の現状や動向を考慮するとともに、前計画の評価・課題および区民、事業者等の意識調査の結果を踏まえ、今後の方向性を示すことにより、新計画の策定に反映させていきます。

なお、次世代に引き継ぐ「持続可能な社会」を実現するため、新たな基本目標を設定し、それに基づき、今後の方向性を整理していきます。

新たな基本目標

1	低炭素社会 ～地球にやさしい まちづくり～	前計画の目標(地球環境)を引き継ぎ、家庭・事業所での省エネルギー行動の促進や森林保全活動の支援などに取り組んでいきます。
		※本目標では、水素エネルギーの普及促進や自転車利用の促進(コミュニティサイクル)などを新たに加えています。
2	循環型社会 ～限りある資源を 大切にすまちづくり～	前計画の目標(地球環境)から新たに独立した目標となり、ごみの発生抑制、資源の有効利用の促進などに引き続き取り組んでいきます。
3	自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた 豊かなまちづくり～	前計画の目標(自然環境)を引き継ぎ、水辺環境の整備や緑化の促進などに取り組んでいきます。
4	安全安心な社会 ～安心とやすらぎが 実感できるまちづくり～	前計画の目標(都市環境)および(生活環境)を引き継ぎ、ヒートアイランド現象の緩和や騒音・公害対策などに取り組んでいきます。
5	学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に 取り組むまちづくり～	前計画の目標(地域の環(わ))を引き継ぎ、環境意識の普及・啓発に取り組んでいきます。
		※本目標では、環境情報センターの運営や家庭・事業所での省エネルギー行動の促進などを新たに加えています。

※新たな基本目標については、第3章参照

①低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

(ア)今後も人口・世帯数や事業所の増加が見込まれることから、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の実践やエネルギーマネジメントの導入により家庭や事業所における低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進していく必要があります。

平成29(2017)年5月実施の区政世論調査(区民対象)(以下「世論調査」という)によれば、25.7%の人が「省エネ対策」が重要な施策であると回答しています。また、事業者意識調査(同年5月実施)(以下「事業者調査」という)では、49.1%の回答となりました。

(イ)自然エネルギー・省エネルギー機器助成制度を充実し、区民や事業者による建築物の省エネルギー化を推進していく必要があります。

世論調査によれば、21.4%の人が「省エネ機器などの導入助成制度」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、36.0%の回答となりました。

(ウ)「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」に基づき、区が率先して環境に配慮した行動を実践していくとともに、区民・事業者に区の取組を周知していく必要があります。

(エ)区施設の増改築や設備更新の機会を捉え、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入するとともに、民間施設への導入を促進していく必要があります。

世論調査によれば、33.1%の人が「太陽光などの再生可能エネルギーの活用」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、36.0%の回答となりました。

(オ)公園灯・街路灯については、照明の省電力化、長寿命化を図るとともに、今後の技術開発の動向に注視しながら、LED照明灯の導入を推進していく必要があります。

(カ)開発事業に際し、事業者に対しては最先端の環境技術導入を要請することにより、低炭素なまちづくりを推進していく必要があります。

(キ)本区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村を擁しています。東京都と連携して、大会後を見据えた、環境負荷の少ないまちづくりを推進していく必要があります。

(ク)次世代エネルギーである水素については、区民、事業者に対して、利活用のメリット・安全性に関する普及・啓発を促進していくことが必要です。

(ケ)環境負荷低減のため、自家用車から公共交通機関への利用転換を推進していくとともに、コミュニティサイクルのさらなる普及を促進していく必要があります。

(コ)地球温暖化対策事業「中央区の森」を推進し、二酸化炭素の吸収源である森林の保全活動を支援していくとともに、区民・事業者の興味・関心を高めるよう、事業のさらなる周知に取り組む必要があります。

世論調査によれば、36.6%の人が「森林保全活動への支援」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、30.3%の回答となりました。

②循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

(ア)発生抑制・再使用の促進に向け、区民の世帯構成や居住形態などに対応した効果的

な普及・啓発を促進していくとともに、外国人に対しては、外国語版冊子により、ごみ・資源の正しい分別・排出方法を周知していく必要があります。

(イ)家庭ごみについては、暮らしの中で身近に取り組める生ごみの水切りや資源化可能な紙類の分別などの普及・啓発をさらに促進していく必要があります。

(ウ)園児や児童に対する環境教育・環境学習を各年齢層に効果的に実施し、ごみの発生抑制とリサイクルに対する意識を高め、環境にやさしい生活を定着させていく必要があります。

世論調査によれば、25.2%の人が「幼稚園、小学校での環境学習」を重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、45.1%の回答となりました。

(エ)事業系ごみについては、自己処理責任の徹底のもと、ごみ減量や資源分別に関する指導・助言等の充実を図っていく必要があります。

(オ)飲食店などが多いエリアを中心に、関係企業・団体とも連携して食品廃棄物の発生抑制や資源化による排出抑制に取り組む必要があります。

(カ)中央防波堤埋立処分場の延命化のために、燃やさないごみなどのさらなる資源化を検討していく必要があります。

(キ)雑誌・雑紙や布類がごみに排出される割合が高いことから、資源化を図る必要があります。

世論調査によれば、39.9%の人が「ごみの減量・リサイクルの推進」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、51.4%の回答となりました。

③自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

(ア)街路の緑や公園、河川・運河等の水辺環境を整備することにより、人々が水や緑とふれあうことのできるネットワークを形成していくとともに、昆虫や野鳥等の生き物が生息する自然環境を創出していく必要があります。

(イ)公園・児童遊園の整備については、緑豊かで快適な都心居住環境を実現するため、利用者のニーズに配慮しながら、開発事業などに合わせた公園等の拡充や、改修整備による機能の充実を図っていく必要があります。

区立小中学生意識調査(平成29(2017)年6月実施)(以下「小中学生調査」という)によれば、「公園や緑を増やしてほしい」との回答が58.1%となりました。また、「将来のまちのイメージ」として、「花とみどりが豊かなまち」が43.7%となっています。

(ウ)本区の貴重な財産である都内随一の水辺環境をいかし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめるよう、周辺環境や自然環境との調和に配慮した、親水性のある水辺の整備に取り組んでいく必要があります。

(エ)屋上・壁面緑化の効用や緑化方法を紹介し、積極的に緑化助成制度をPRするなど、民間施設の緑化を推進していく必要があります。

(オ)都心部にあり、緑が少ない本区は、公共施設の緑化を推進することにより、都市緑化の先導的役割を果たしていく必要があります。

(カ)花や緑に包まれた美しいまちづくりを推進するため、地域住民や事業者による緑化ボランティア活動を積極的に支援していく必要があります。

世論調査によれば、40.1%の人が「区内の緑地や公園、水辺の整備」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、31.4%の回答となりました。

④安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

(ア) 気候変動によって、短時間豪雨の多発や熱帯夜の増加、熱中症による被害等、区民の生活にさまざまな影響が生じており、被害リスクを軽減していく必要があります。

(イ) 近年、都市部では、ヒートアイランド現象が顕著となっています。高反射率塗料等ヒートアイランド対策の導入費助成制度を充実するとともに、まちづくり基本条例などに基づき、開発事業者に積極的な建物の高断熱化を要請していくなど対策を推進していく必要があります。

(ウ) 交通騒音を低減する低騒音舗装やヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装、集中豪雨等による河川や下水道への負担を軽減する車道透水性舗装など、環境にやさしい道路の整備を引き続き推進していく必要があります。

なお、世論調査によれば、43.3%の人が「路面温度の上昇を抑制する道路の整備」が重要な施策であると回答しています。また、事業者調査では、42.9%の回答となりました。

(エ) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、区民、事業者の環境美化意識の高揚を図るとともに、区を訪れる人々に対しては、まちの美化の協力を求め、快適で美しいまちづくりに向けた取組を推進していく必要があります。

世論調査によれば、環境に優れたまちのイメージとして、41.7%の人が「ごみが落ちていない美しいまち」と回答しています。また、事業者調査では、31.4%の回答となりました。

小中学生調査では、「まちをきれいにしてほしい」との回答が47.2%となりました。

(オ) 二酸化炭素の削減、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の削減、さらには、騒音の低減にも資する、低公害・低燃費車の普及を一層促進していく必要があります。

(カ) 区内の運河・河川の水質は、排水規制や下水道の整備によって、大幅に改善してきてはいますが、今後とも水質調査を継続的に実施していくとともに、流域の関連自治体とも連携のうえ、水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

小中学生調査によれば、「空気や水などをきれいにしてほしい」との回答が59.4%となりました。また、将来のまちのイメージとして、「川や海がきれいなまち」(52.8%)、「空気がきれいなまち」(47.5%)などがあります。「空気がきれいなまち」は、世論調査では50.4%、事業者調査では、53.1%となっています。

(キ) 公園や歩道などの整備にあたっては、バリアフリー化も考慮し、誰もが安心して利用できる環境整備を行っていく必要があります。

⑤学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

(ア) 区民・事業者などの環境保全意識を高め、環境活動の促進を図るため、環境情報センターを拠点とした学びと行動の場の提供を継続していきます。

(イ) 地域において環境問題に取り組む人材の育成を図るとともに、参加者が連携して環境

活動に取り組む仕組みを作っていく必要があります。

世論調査によれば、38.4%の人が「興味や関心があるので、機会があれば、参加してみたい」と回答しています。また、事業者調査では、48.6%の回答となりました。

(ウ)地球温暖化対策事業「中央区の森」を推進し、二酸化炭素の吸収源である森林の保全活動を支援していくとともに、区民・事業者の興味・関心を高めるよう、事業のさらなる周知に取り組む必要があります。(「①低炭素社会」再掲)

(エ)今後も人口・世帯数や事業所の増加が見込まれることから、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の実践やエネルギーマネジメントの導入により家庭や事業所における低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進していく必要があります。(「①低炭素社会」再掲)

(オ)自然エネルギー・省エネルギー機器助成制度を充実し、区民や事業者による建築物の省エネルギー化を推進していく必要があります。(「①低炭素社会」再掲)

第3章 環境像と基本目標

3-1 望ましい環境像

水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち 中央区

本区には、隅田川、日本橋川、朝潮運河など、多くの河川や運河があります。これら都内随一の水辺を最大限に活用し、にぎわいや魅力あふれるまちを創出していく必要があります。

また、都心機能が集中し、緑が少ない本区では、区民・事業者と区が連携して、緑の豊かさを実感できるよう緑化の促進を図っていくとともに、省資源・省エネルギーへの取組による未来につなぐ持続可能な環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後、晴海地区の選手村跡地に新たなまちづくりが計画されていることから、これを本区全体が魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉え、地球温暖化防止に向けた環境にやさしいまちづくりを一層推進していかなくてはなりません。

清らかな水と豊かな緑に恵まれ、本区に関わるすべての人々が、うるおいと安らぎを感じることのできる地球環境にやさしいまちを次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務であることから、「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち 中央区」を望ましい環境像として掲げました。



◆ 3-2 基本目標

本計画では、区の地域特性を踏まえた、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を定め、区民、事業者および環境活動団体と連携のうえ、各目標の達成に向けた施策を着実に推進していきます。



基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

中央区基本構想の基本的な方向性の一つである『中央区スタイル』※を確立し、「世界に輝く東京を創造」に基づき、区の社会経済活動を成長させるとともに、交通インフラや先進的なスマートシティの実現など最先端都市モデルを構築していくことで、経済成長と環境負荷の低減が両立した持続可能な都市を実現させます。

そのためには、省資源・省エネルギーなどの低炭素社会に向けた取組や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に予定される最先端技術の導入など、新たな試みに積極的に挑戦していきます。

また、二酸化炭素の吸収源である森林の保全活動支援を推進するとともに、区民および事業者への普及・啓発を図ります。

※「中央区スタイル」…「中央区ならではの」「オンリーワン」といった、個性豊かで魅力あふれる取組やまちの力を創出・集結していくこと



基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

今後も都心機能の集中や人口増加が想定される本区では、限りある資源を大切にするまちづくりを推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指していかなければなりません。そのためには、家庭や事業所から排出されるごみの減量に向け、世帯構成や居住形態に応じた3Rに対する意識啓発と再生利用よりも優先される発生抑制・再使用の促進とともに、区・区民・事業者・団体が協力の下、廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集を行い、多様な手法による資源循環を推進していきます。



基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

本区には、隅田川、日本橋川、朝潮運河など、多くの河川や運河があり、都内随一の豊かな水辺環境を誇っています。

水とみどりあふれる豊かな地域の特性をいかし、河川や運河などの水辺と街路樹や公園などを整備することにより、花や緑を増やしつつ、連続性を持たせ、生き物が生息する自然環境を創出していきます。それにより、本区に関わるすべての人々が、自然を肌で感じることのできる自然共生社会を実現し、潤いと安らぎのある水とみどりのネットワークを形成していくとともに、水辺の魅力を高めていきます。



基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

本区は都内有数の事業所の集積を誇ることから、通勤者をはじめとした多くの来街者が訪れています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、その流れが一段と加速することが想定されます。

来街者や区民などを含むすべての人々が安全安心な社会を実感することができるよう、ヒートアイランド現象の緩和や異常気象に対する適応策、大気汚染対策等を推進します。

また、世界に誇る美しいまちを実現するため、地域の人々の環境美化意識の高揚を図り、美しいまちづくりに向けた取組を促進します。



基本目標5 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

中央区基本構想の基本的な方向性の一つである「多様な絆が融合した『プロアクティブ・コミュニティ[※]』の確立」に基づき、区の環境を守り育ていくために、区民・事業者・環境活動団体・行政といった多様な主体が連携・協働し、環境活動に取り組んでいきます。

本区で暮らし、活動するすべての人々が、日頃から地球温暖化や環境保全といった環境問題を身近な問題として捉え、省エネルギー活動や3Rの取組などの自主的な環境配慮行動を実践していくよう、継続して環境情報の発信や環境イベントなどを実施し、学びと行動の輪を広げていきます。

※「プロアクティブ・コミュニティ」…自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会



◆ 3-3 指標

本計画では、5つの基本目標に対し、各施策の達成状況を測るための指標を設定します。この指標は、区民および事業者などに対し、環境への関心や理解を深めてもらうため、区の現況（大気・水質等の測定結果、ごみ量、温室効果ガス排出量など）や施策の実施状況に基づき設定されたものです。

また、区を取り巻く環境や社会状況が年々変化していくことを考慮するため、施策の現状値などを分析していくことにより、区の環境が5つの基本目標にどの程度近づいているかを評価していきます。

なお、計画期間中においても、中央区環境行動計画推進委員会における進行管理体制のなかで、より適切な指標、さらには、必要に応じて、数値目標の設定などを検討していきます。

（中央区環境行動計画推進委員会および計画の進行管理については、第5章 参照）

指標一覧

	指標名	方向性	現状値 (平成 28 年度末)	備考
1	区内における温室効果ガス排出量 (オール東京 62 市区町村共同事業)	減少	2,473 千 t -CO ₂	平成 26 年度確定値
2	区内の家庭（世帯あたり）におけるエネルギー消費量 (オール東京 62 市区町村共同事業)	減少	2,719 T J	平成 26 年度確定値
3	区内の事業所（床面積）におけるエネルギー消費量 (オール東京 62 市区町村共同事業)	減少	13,814 T J	平成 26 年度確定値
4	区施設における温室効果ガス排出量 (中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画)	減少	30,242.1 t -CO ₂	※
5	公園灯の LED 化	推進	344 基	
6	街路灯の LED 化	推進	1,773 基	
7	区内の再生可能エネルギー導入促進事業	推進	9,028kw	※経産省・資源エネルギー庁データ
8	コミュニティサイクル利用回数	増加	266,836 回	※
9	中央区の森事業	推進	42.3ha	

※平成 28 年度(単年度)実績

表 3-1 基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

指標名		方向性	現状値 (平成 28 年度末)	備考
1	区内ごみ量 (家庭ごみと事業系ごみの 1 年間当たりの総量)	減少	107,773 t	平成 27 年度確定値
2	区収集ごみ一人当たりの排出量	減少	237kg	※
3	事業用大規模建築物従業員一人当たりの可燃ごみ 排出量	減少	194.9kg	平成 27 年度確定値
4	行政回収および集団回収による資源化率	増加	25.3%	※
5	住民による資源の集団回収	推進	4,683 t	※
6	資源の集団回収登録団体数	増加	289 件	※
7	資源の拠点回収	増加	79,966kg	※

※平成 28 年度(単年度)実績

表 3-2 基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

指標名		方向性	現状値 (平成 28 年度末)	備考
1	公園・児童遊園等の整備	推進	公園 56 園	
			児童遊園 33 園	
2	街路樹の整備	推進	6,816 本	
3	水辺環境等の整備	推進	朝潮運河等護岸 環境整備 521m	
4	区施設の緑化推進	推進	屋上緑化 33 施設	
			壁面緑化 24 施設	
5	緑化助成	推進	12 件 305 m ²	※
6	緑化ボランティア	推進	1,200 人	※
7	河川水質調査	継続 基準達成	5 河川・1 運河実施	
8	水生生物の生息状況(区調査)(都調査)	調査結果 分析	H25 区調査 ウグイ、ボラ、マハゼなど H25 都調査 ウグイ、スズキ、ボラ、マ ハゼなど	

※平成 28 年度(単年度)実績

表 3-3 基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

指標名		方向性	現状値 (平成 28 年度末)	備考
1	遮熱性舗装整備率	増加	41.6%	
2	公園・児童遊園等の整備（再掲）	推進	公園 56 園	
			児童遊園 33 園	
3	街路樹の整備（再掲）	推進	6,816 本	
4	水辺環境等の整備（再掲）	推進	朝潮運河等護岸 環境整備 521m	
5	区施設の緑化推進（再掲）	推進	屋上緑化 33 施設	
			壁面緑化 24 施設	
6	自動車排ガス・騒音・振動調査	継続 基準達成	排ガス 7 地点 騒音・振動 10 地点	
7	低騒音舗装整備率	増加	52.8%	
8	大気汚染調査	継続 基準達成	6 大気質測定 (区役所)	
9	河川水質調査（再掲）	継続 基準達成	5 河川・1 運河実施	
10	水生生物の生息状況（区調査）（都調査） （再掲）	調査結果 分析	H25 区調査 ウグイ、ボラ、マハゼなど H25 都調査 ウグイ、スズキ、ボラ、マ ハゼなど	

※平成 28 年度(単年度)実績

表 3-4 基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

指標名		方向性	現状値 (平成 28 年度末)	備考
1	中央エコアクト（家庭用）	推進	参加 648 世帯	
2	中央エコアクト（事業所用）	推進	認証 76 社	
3	中央区の森事業（再掲）	推進	42.3ha	
4	環境情報センター事業	推進	総来館者数 28,414 人	※
			講演会・講座等参加者数 8,164 人	※
5	まちかどクリーンデー	推進	参加登録数 249 件	
6	緑化ボランティア（再掲）	推進	1,200 人	※

※平成 28 年度(単年度)実績

表 3-5 基本目標5 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

第4章 基本目標実現のための施策

4-1 施策の体系

望ましい環境像の実現および5つの基本目標の達成に向け、施策を着実に推進していきます。



◆4-2 施策の推進

5つの基本目標の実現に向け、「具体的な取組」により、施策の着実な推進を図っていきます。なお、(★)印の取組は、前計画策定後に開始された事業です。

基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

・施策1 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

<具体的な取組>

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進(★)

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減していくため、家庭や事業所で容易に取り組める中央エコアクトのさらなる普及を図っていきます。

②エネルギーマネジメントの促進(★)

家庭や事業所でエネルギー使用の最適化を図るため、省エネ診断を推奨していくとともに、エネルギーマネジメント機器の普及を促進していきます。

③自然エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進(★)

区内の住宅・共同住宅および事業所に対する導入助成を充実し、自然エネルギーおよび省エネルギー機器のさらなる普及を促進していきます。

・施策2 区が率先して行う温暖化対策

<具体的な取組>

①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進(★)

区は大規模事業者として、率先して事業活動に伴う電気、都市ガス、燃料等の使用量を削減していくとともに、設備の適正運用や増改築、設備更新の機会を捉えた施設整備を一層推進し、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます。

②公園灯・街路灯のLED化の推進(★)

照明の省電力・長寿命化を図るため、区内の公園や街路におけるLED照明灯の導入を推進していきます。

(参考)

「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の目標

計画期間:平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度(5年間)

エネルギー消費原単位の削減	平成 26(2014)年度(基準年度)と比較して、5.0%削減する。
---------------	------------------------------------

※エネルギー消費原単位…床面積1㎡当たりから排出される温室効果ガス排出量:kg-CO₂/㎡

・ **施策3 都市づくりにおける低炭素化**

＜具体的な取組＞

①開発事業者に対する要請(★)

開発時には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの環境配慮を要請し、環境性能の高い建築物を広く普及させていきます。

・ **施策4 水素エネルギーの普及促進**

＜具体的な取組＞

①水素エネルギーに関する普及・啓発(★)

次世代エネルギーと言われる水素の活用に向け、東京都と連携して取り組むとともに、利活用のメリットや安全性、リスクなどの正確な情報提供を行っていきます。

・ **施策5 環境に配慮した交通手段の利用促進**

＜具体的な取組＞

①自転車利用の促進(コミュニティサイクル)(★)

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルの認知度向上に向けた情報発信を行います。また、利便性の向上に向けて、サイクルポートの適切な配置や増設を図るとともに、区境を越えた広域相互利用の拡充に向けた取組を推進していきます。

②環境にやさしいBRT(バス高速輸送システム)の導入推進(★)

都心部と臨海部を結ぶBRT(バス高速輸送システム)の運行開始に向け、東京都と綿密な連携を図りながら、排気ガスがなく、走行騒音も少ない、水素を活用した燃料電池車両の導入を推進していきます。

・ **施策6 区域を越えた地球温暖化対策の推進**

＜具体的な取組＞

①「中央区の森」事業の推進

二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村の森林保全活動を支援していくことにより、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策を推進していくとともに、保全活動の対象地区を拡大するなど、事業のさらなる充実を図ります。

また、間伐材など木材資源の活用や檜原村の森林文化、地域の歴史・自然などの理解をとおして、環境保全意識の普及・啓発を図るとともに、住民や事業者、行政の交流を促進していきます。

さらに、周知方法を工夫するとともに、積極的な情報発信を行い、区民・事業者の事業に対する興味・関心を高めるための取組を進めます。

※「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の二酸化炭素排出量削減目標

本計画の基本目標1「低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包するものであるため、平成42(2030)年度までの国や東京都の削減目標を踏まえ、二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおりとします。

また、本目標に基づき、区としては今後とも、区民、事業者、環境活動団体との連携により、より一層環境に配慮した行動に積極的に取り組み、二酸化炭素排出量の削減を図っていきます。

【中央区における二酸化炭素排出量の削減目標】

平成42(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で30%削減を目指します。

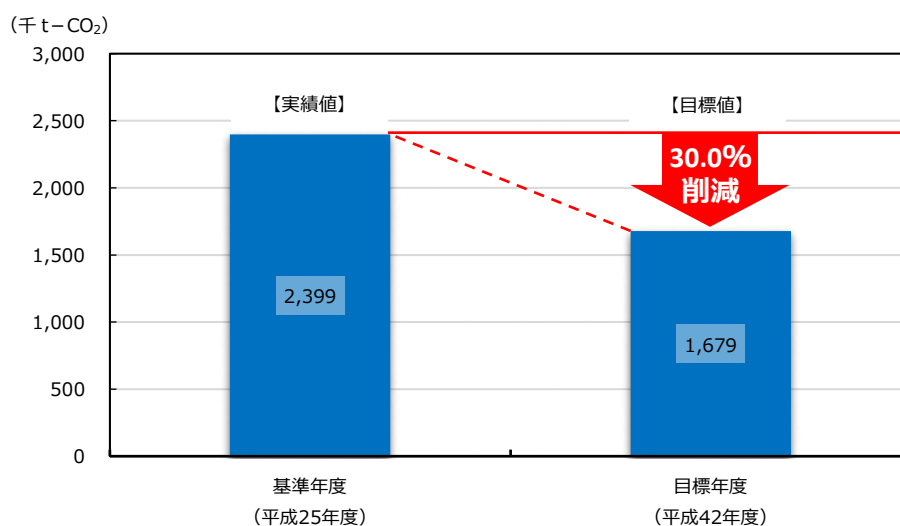


図 4-1 中央区の二酸化炭素排出量の削減目標

※削減目標の考え方については、(資料編)4参照

基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

・ 施策7 3Rに対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

<具体的な取組>

①情報発信の充実

広報紙やホームページ、各種パンフレットや環境情報誌、イベントなどさまざまな機会を捉えた情報発信により、区民・事業者のごみの発生抑制と再使用を促進します。

また、外国版パンフレットを従来のごみの出し方を伝える内容に加えて、3Rの大切さを伝える内容に充実するとともに、情報が届きやすいよう配布方法などを工夫していきます。

②子どもの頃からの意識啓発

子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみ減量やリサイクルの習慣を身に付けられるよう、保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習や親子での施設見学会を実施していきます。

③リサイクルハウスの運営

区内に2カ所設置されている、リサイクルハウスにおいて、不用品販売事業、不用品交換情報の掲示、リサイクル教室などを実施し、資源再使用への取組を促進していきます。

・ 施策8 清掃・リサイクル事業の推進

<具体的な取組>

①事業用大規模建築物・事業用建築物における排出指導

事業用大規模建築物(3,000㎡以上)、事業用建築物(1,000㎡以上3,000㎡未満)への立入検査や講習会、啓発冊子などさまざまな機会を捉えて、分別方法の指導・助言を行うとともに、資源化に関する最新の情報を提供していきます。

②小規模事業者に対する排出指導

区収集ごみに排出している小規模事業所(日量50kg未満)に対して、ごみ・資源の分別やごみ処理券の貼付など適正排出の徹底を図るため、町会や事業者団体と連携した「ふれあい」指導の強化など、排出ルールの徹底に取り組んでいきます。

③食品廃棄物の削減

飲食店をはじめ、区内に多い食品関連事業者(食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者)への立入検査や廃棄物管理責任者講習会、事業者向け冊子などさまざまな機会を捉えて、生ごみや食品ロスの削減、食品再生利用に関する最新の情報を提供していきます。

④集団回収の促進

町会・自治会などで構成されるリサイクル活動団体に対して、意識啓発と円滑な運営を支援するための助成を行うとともに、優れた活動内容を環境情報誌などに紹介することにより、回収活動の活性化を促進します。

(参考)

「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」の目標

計画期間:平成 28(2016)年度から平成 37(2025)年度(10 年間)

家庭ごみの減量目標

平成 37(2025)年度の家庭から排出される 1 人 1 日あたりのごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計)を、平成 26(2014)年度比で約 19.2%削減します。

事業系ごみの減量目標

(1)事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量(従業員 1 人 1 日あたり)

平成 37(2025)年度の事業用大規模建築物における従業員 1 人 1 日あたりの可燃ごみの排出量を、平成 26(2014)年度比で約 3.9%削減します。

(2)事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

平成 37(2025)年度の事業用大規模建築物における再利用率を 65%、事業用建築物における再利用率を 50%に引き上げます。

(3)事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)

平成 37(2025)年度の事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)を、平成 26(2014)年度比で約 14.9%削減します。

基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

・ 施策9 水とみどりのネットワークの形成

<具体的な取組>

①公園・児童遊園等の整備

施設の老朽化が進んでいる公園・児童遊園については、地域の特性やニーズを踏まえ、時代に即した公園に順次改修していくとともに、再開発事業の中で新たな公園を整備するなど、量的・質的な緑の創出を図っていきます。

②街路樹の整備

道路整備や再開発などに合わせた整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化などにより、緑の豊かさが実感できる道路環境の向上を図っていきます。

③水辺環境の整備

本区の貴重な財産である都内随一の水辺空間をいかし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめるような環境を創出するため、東京都などとの連携を図り、周辺景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺の整備を行っていきます。

・ 施策10 公園等の整備

<具体的な取組>

①公園・児童遊園等の整備(再掲)

施設の老朽化が進んでいる公園・児童遊園については、地域の特性やニーズを踏まえ、時代に即した公園に順次改修していくとともに、再開発事業の中で新たな公園を整備するなど、量的・質的な緑の創出を図っていきます。

・ 施策11 安全・快適な水辺環境の整備

<具体的な取組>

①水辺環境の整備(再掲)

本区の貴重な財産である都内随一の水辺空間をいかし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめるような環境を創出するため、東京都などとの連携を図り、周辺景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺の整備を行っていきます。

・ 施策12 緑化の促進

<具体的な取組>

①公共施設の緑化推進

都市緑化の先導的な役割を果たし、区民にとって親しみのある施設とするため、公共施設の屋上や壁面などの緑化を推進していきます。

②民間施設の緑化促進

緑豊かな都市景観の創出を図るため、住宅や事業所などの緑化にかかる経費の一部を助成することにより、緑化への取組を支援していきます。

③緑化ボランティア活動の促進

区民や事業者による花壇の維持管理や地域住民などによる公園の自主管理など、区民・事業者・地域と区のパートナーシップを構築し、「緑の輪づくり」を構築していきます。

(参考)

「中央区緑の基本計画」の目標

計画期間:平成 21(2009)年度から平成 30(2018)年度(10 年間)

- ・ 緑を増やします(緑被率 12%を目指します)。
- ・ 花や緑の豊かさが実感できるまちをつくります(緑視率 50%を目指します)。
- ・ 緑の輪をみんなで拓げます。

基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

・ 施策 13 ヒートアイランド対策の推進

<具体的な取組>

①建物の断熱化の推進(★)

建物からの排熱が原因となって発生するヒートアイランド現象を緩和するため、高反射率塗料など高断熱材の導入費助成を充実していきます。

②遮熱性舗装の整備

ヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装の整備を引き続き推進していきます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、競技会場や区内の観光施設周辺となる道路において、選手や観客の夏の暑さ対策のための整備を推進していきます。

緑化の推進や水辺環境の整備は、ヒートアイランド現象緩和の側面もあるため、下記のとおり「基本目標3 自然共生社会」から再掲しています。

③公園・児童遊園等の整備(再掲)

施設の老朽化が進んでいる公園・児童遊園については、地域の特性やニーズを踏まえ、時代に即した公園に順次改修していくとともに、再開発事業の中で新たな公園を整備するなど、量的・質的な緑の創出を図っていきます。

④街路樹の整備(再掲)

道路整備や再開発などに合わせた整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化などにより、緑の豊かさが実感できる道路環境の向上を図っていきます。

⑤水辺環境の整備(再掲)

本区の貴重な財産である都内随一の水辺空間をいかし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめるような環境を創出するため、東京都などとの連携を図り、周辺景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺の整備を行っていきます。

⑥公共施設の緑化推進(再掲)

都市緑化の先導的な役割を果たし、区民にとって親しみのある施設とするため、公共施設の屋上や壁面などの緑化を推進していきます。

⑦民間施設の緑化促進(再掲)

緑豊かな都市景観の創出を図るため、住宅や事業所などの緑化にかかる経費の一部を助成することにより、緑化への取組を支援していきます。

・ 施策 14 生活環境の保全

<具体的な取組>

①低騒音舗装の整備

道路交通騒音を低減するとともに、雨天時における水はね防止や運転者の視認性向上のため、低騒音舗装の整備を推進していきます。

②車道透水性舗装の整備

局地的集中豪雨による河川や下水道の負担を軽減し、地下水の涵養効果の向上を図るため、車道透水性舗装の整備を推進していきます。

③環境調査(自動車排出ガス・騒音・道路交通振動等)の実施

自動車排出ガス、騒音および道路交通振動等の実態を適切に把握するための調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

・ 施策 15 大気環境の保全

<具体的な取組>

①低公害・低燃費車の普及促進

低公害・低燃費車の普及を一層促進するため、区営駐車場の使用料の優遇や電気エコ(急速充電)スタンドの利用促進を図るとともに、民間施設における電気自動車の充電設備の整備を促進します。

②エコドライブの普及促進

大気汚染物質や二酸化炭素の排出を削減するため、広報紙や懸垂幕の掲出による周知や事業者に対してアイドリング・ストップなどの協力を要請するなど、エコドライブを推奨していきます。

③環境調査(大気)の実施

大気汚染の実態を適切に把握するため、区役所内環境測定室において、6大気質[※]の常時測定を行い、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

※6大気質…二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント

・ 施策 16 水環境の保全

<具体的な取組>

①環境調査(河川水質)の実施

河川における水質汚濁の傾向と環境基準の適合状況を把握するため、5河川・1運河[※]での調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

※5河川・1運河…中央大橋(隅田川)、浅草橋(神田川)、日本橋(日本橋川)、亀島橋(亀島川)、大手門橋(築地川)および黎明橋(朝潮運河)

②水生生物調査の実施

河川や運河などの水質状況を把握するため、5年に1度の水生生物調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページ、冊子により幅広く周知していきます。

・ **施策 17 環境美化の推進**

＜具体的な取組＞

① **歩きタバコ・ポイ捨て防止対策の推進**

清潔な地域環境や快適な歩行空間を確保するため、指導員による地域パトロールや地元町会・事業者などと合同による街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施していきます。

② **まちのクリーン活動の促進**

まちの美化を図り、良好な生活環境を確保するため、区民および事業者などの自主的なクリーン活動を促進していきます。

基本目標5 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

・ **施策 18 環境意識の普及・啓発**

＜具体的な取組＞

①環境情報センターの運営(★)

区民・事業者などの環境保全意識を高め、環境活動を促進するため、講演会や講座、環境イベントの開催など、環境について学び・活動する機会を提供していきます。

②「中央区の森」事業の推進(再掲)

二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村の森林保全活動を支援していくことにより、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策を推進していくとともに、保全活動の対象地区を拡大するなど、事業のさらなる充実を図ります。

また、間伐材など木材資源の活用や檜原村の森林文化、地域の歴史・自然などの理解をとおして、環境保全意識の普及・啓発を図るとともに、住民や事業者、行政の交流を促進していきます。

さらに、周知方法を工夫するとともに、積極的な情報発信を行い、区民・事業者の事業に対する興味・関心を高めるための取組を進めます。

③リサイクルハウスの運営(再掲)

区内に2カ所設置されている、リサイクルハウスにおいて、不用品販売事業、不用品交換情報の掲示、リサイクル教室などを実施し、資源再使用への取組を促進していきます。

・ **施策 19 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進(再掲)**

＜具体的な取組＞

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進(★)

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減していくため、家庭や事業所で容易に取り組める中央エコアクトのさらなる普及を図っていきます。

②エネルギーマネジメントの促進(★)

家庭や事業所でエネルギー使用の最適化を図るため、省エネ診断を推奨していくとともに、エネルギーマネジメント機器の普及を推進していきます。

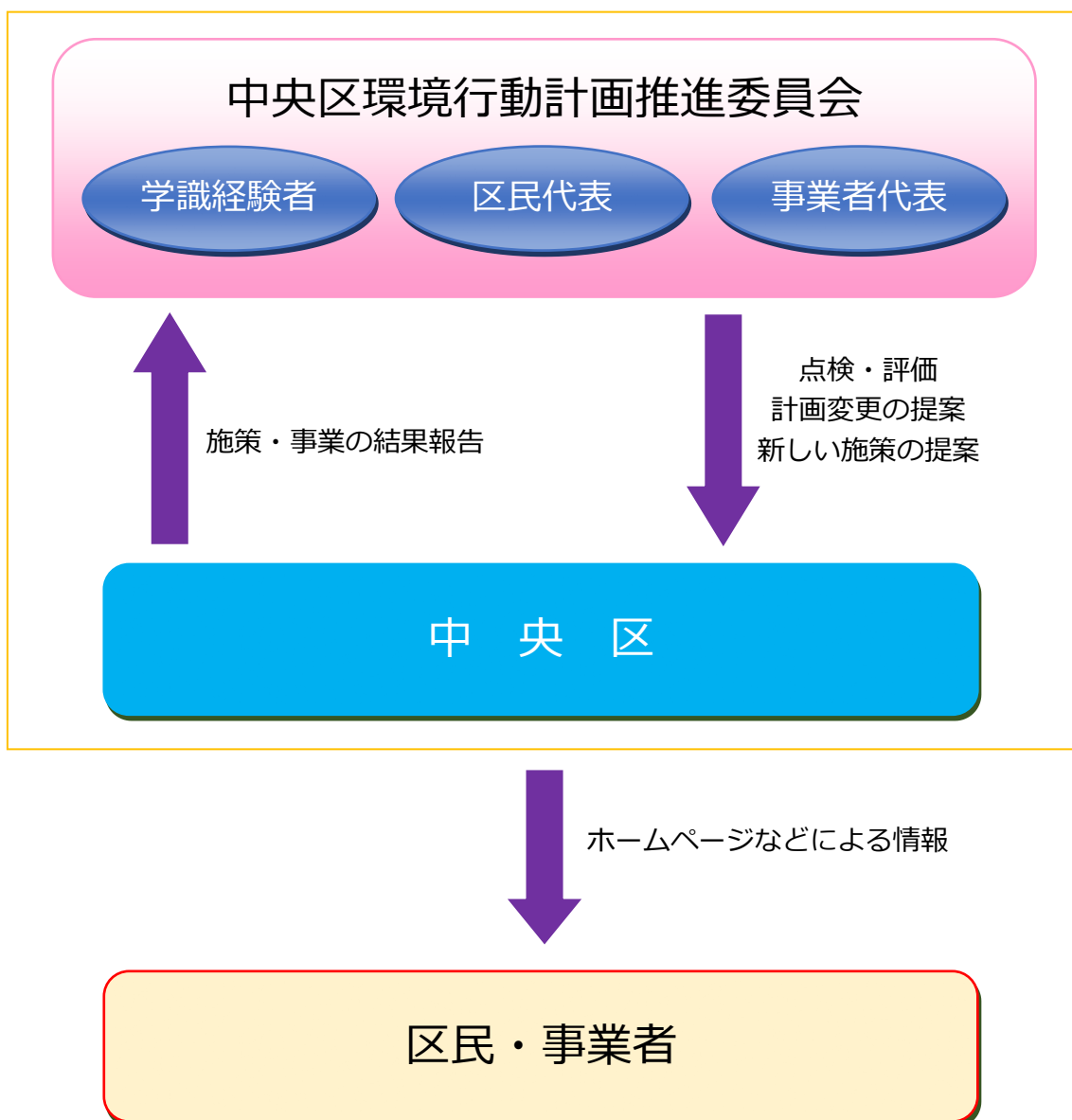
③自然エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進(★)

区内の住宅・共同住宅および事業所に対する導入助成を充実し、自然エネルギーおよび省エネルギー機器のさらなる普及を促進していきます。

第5章 計画の進行管理

◆5-1 推進体制

本計画を着実に推進し、実効性のある計画とするため、学識経験者や区民、事業者で構成する「中央区環境行動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や評価を行い、その結果については、区のホームページなどを通じて、区民・事業者に対して広く公表していきます。



◆5-2 進行管理（PDCA サイクル）

本計画を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、「中央区環境行動計画推進委員会」において、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、望ましい環境像の実現に向けた5つの基本目標について、定期的に進捗状況の点検・評価を行い、継続的に改善を図っていきます。

また、進捗状況の点検・評価にあたっては、区の現況(大気・水質等の測定結果、ごみ量、温室効果ガス排出量など)や施策の実施状況に基づいて設定された指標を用いていきます。

なお、計画の進行を管理していくなかで、より適切な指標の設定などを検討していきます。(指標については、第3章 3-3 参照)

